

令和3年3月中川村議会定例会議事日程（第2号）

令和3年3月8日（月） 午前9時00分 開議

日程第1 一般質問

7番 桂川 雅 信

- (1) 早生まれの子どもたちの保育と教育を連携して取り組めないか
- (2) 高齢者（運転免許返上者）や旅行者などにも使い勝手のよい交通制度の創設を
- (3) 中川村チバニアンの保存と活用を進めよう
- (4) 坂戸橋の保全活動を全村で取り組もう
- (5) 気候危機に対応した作物生産の準備を加速し、試験研究機関の充実を要望すべき

6番 中 塚 礼次郎

- (1) 農業観光交流センター機能発揮のためにチャオ周辺の活性化による集客対策を
- (2) ドローンによる鳥獣害対策について

8番 柳 生 仁

- (1) 学校について
- (2) 農業について
- (3) 地方移住への推進の取り組みを

3番 松 澤 文 昭

- (1) 中川村消防団組織のあり方と消防団活動の今後の方向づけ及び消防団改革について(P a r t 4)

1番 片 桐 邦 俊

- (1) 農業観光交流センターの将来像・業務内容について
- (2) 地元就職希望者への情報提供について

出席議員（9名）

1番	片 桐 邦 俊
2番	飯 島 寛
3番	松 澤 文 昭
4番	大 原 孝 芳
5番	松 村 利 宏
6番	中 塚 礼次郎
7番	桂 川 雅 信
8番	柳 生 仁
10番	山 崎 啓 造

欠席議員（1名）

9番 鈴 木 絹 子

説明のために参加した者

村長	宮 下 健 彦	副村長	富 永 和 夫
教育長	片 桐 俊 男	総務課長	中 平 仁 司
地域政策課長	松 村 恵 介	会計管理者	半 崎 節 子
保健福祉課長	菅 沼 元 臣	住民税務課長	宮 崎 朋 実
建設環境課長	小 林 好 彦	産業振興課長	松 澤 広 志
教育次長	桃 澤 清 隆	環境水道室長	

職務のために参加した者

議会事務局長 井 原 伸 子  
書 記 座光寺 てるこ

# 令和3年3月中川村議会定例会

## 会議のてんまつ

令和3年3月8日 午前9時00分 開議

○事務局長 御起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼) 御着席ください。(一同着席)

○議長 おはようございます。(一同「おはようございます」)

御参集御苦労さまです。

ただいまの出席議員数は9人です。9番 鈴木絹子議員より欠席届が提出され、許可をしてあります。定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付したとおりです。

日程第1 一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

7番 桂川雅信議員。

○7番 (桂川 雅信) それでは、質問通告書に基づきまして一般質問させていただきます。

たまたま今回トップバッターになりましたけど、与えられた時間は1時間しかありませんので、私の質問は長いですがけれども、お答えのほうは要領よくお願いいたします。

最初に取り上げますのは早生まれの子どもたちの教育問題です。

この問題は昨年の中ごろから新聞、テレビで話題になっておりまして、今年に入ってから信毎、NHKでも報道されておりますので、御覧になった方がいらっしゃると思いますが、結構大きな問題として今取り上げられております。

以下、ちょっと私の質問内容を説明させていただきます。

日本の学校教育法では、1学年は4月2日生まれから翌年の4月1日生まれの児童生徒までで構成されると定められています。つまり、4月2日生まれの子どもたちが最も遅生まれとなり、4月1日生まれの子どもたちが最も早生まれとなります。このように、同一の学年上には実年齢が最大で約1年間も異なる児童たちが混在することになります。昔から早生まれは学校生活で損をすると言われてきました。特に幼少期では、生まれた月の違いによる成長差は大きく、学年内で最年長の4月生まれの子どもは相対的に体格がよく、勉強やスポーツに秀でリーダー的な存在になりやすい一方で、最年少の3月生まれは何事にも遅れがちになると言われています。こうした差があるのはせいぜい小学校までの間だけで、年齢を重ねると差はなくなると誰しも考えてきました。

しかし、労働経済学を専門とする東京大学大学院の山口慎太郎教授は、昨年7月の論文で生まれ月による差は想像以上に長く続くとする研究結果を発表しました。山口教授は、その中で次のように述べています。早生まれの不利は、高校入試にも表れています。3月生まれと4月生まれで入学した高校の偏差値を比べると4.5も違います。大学の進学率も早生まれのほうが低く、これは日本に限らず、アメリカやカナダでも

同じ傾向があります。さらに、早生まれの不利は大人になっても消えず、早生まれの人は30～34歳の所得が4%低くなるという研究報告が出ています。

統計的に3月生まれと4月生まれで高校の偏差値が4.5も違うというのは、かなり衝撃的な結果です。しかも、30代前半になってもその影響は所得格差という形で表れているというのです。なぜこんなことが起きるのか。山口教授によると、理解の鍵になるのは認知能力と非認知能力という概念としています。

認知能力とは、IQや学力のテストなどで示される能力を指します。

一方、非認知能力は最後までやり抜く力や感情をコントロールする力、他人とよい関係を築く力といった能力を指します。

近年の研究で、社会的に成功する人は非認知能力が高いことが分かってきています。早生まれの子どもは、同じ学年の遅生まれの子どもに比べて認知能力と非認知能力がともに低い傾向がありました。

まずグラフ1を見てください。

これは小学4年生から中学3年生を対象に、算数、数学の得点を縦軸、生まれてからの月数を横軸に取ったグラフです。同じ学年の中では、3月生まれの得点が最も低く、4月生まれや5月生まれが最も高くなっていますが、学年が上がるにつれて生まれ月による差は小さくなっています。認知能力の1つである学力の差は、成長するにしたがって次第に縮小していきます。

次にグラフ2を見てください。

これは、ある目標を達成するために必要な行動を選び計画どおりに成し遂げることができるという自信、ある意味、自己肯定感のようなものですが、これを意味する自己効力感をどれくらい持っているかを、同じく生まれてからの月数で比べたものです。自己効力感のような非認知能力は、思春期においては学年が進むと下がるのが一般的で、このグラフも学年が上がるにつれて右肩下がりになっています。注目すべきなのは、同じ学年内で早生まれと遅生まれを比べると、学年が進んでも両者の差が縮まっていけないことです。このグラフからは、認知能力と違って非認知能力の差は自然には縮まっていけないことが読み取れます。

早生まれ問題は教育学や心理学の世界では古くから取り組まれてきた分野で、気づかれていなかったわけではありません。にもかかわらず放置されてきた原因は、幾つか考えられます。

1つには、どこかで区切りをつけないといけないため、誰かが不利を被るのは仕方ないと考えられてきたからです。

2つ目は、誕生月による差は個人差のほうが大きいからです。例えば、元プロ野球選手の桑田真澄さんはその学年で最年少の4月1日生まれですが、甲子園やプロ野球で大活躍しました。こうした成功例や自分は早生まれだがうまくいったという声にかき消され、統計的な差が見えにくくなっているのです。

スポーツ分野でいえば、野球の能力と子どもの発育の研究をしている東京農業大学の勝亦陽一准教授がまとめたデータによると、プロ野球選手の64%は4月～9月生ま

れ。1月～3月生まれは15%にとどまっています。

年度の初めに生まれた子は、同級生に比べて体が大きくなるのが早く、特にスポーツの分野では自信を持ちやすくなるのが原因だと勝亦准教授は考えています。上手にできるから指導者や親から褒められる。そして、ますます競技が好きになる。試合に出場する機会も増え、好循環の中で成長していくため、年度の初めに生まれた子が有利な状況が続くというのです。逆に、体が小さく試合に出る機会の少ない早生まれの子は、競技の面白さを感じられないまま途中でやめてしまうケースが少なくないといえます。

子どもの頃から激しい競争にさらされる野球のような競技では、プロになるまでの過程で早生まれの選手がドロップアウトしていると見られるのです。背景には、目の前の試合に勝つことにこだわる指導者の勝利至上主義があるのではないかと勝亦准教授は語っています。

一方、勝利至上主義ではなく、選手に競技を諦めさせないことを第一に指導する動きも出てきています。これは野球の世界だけではなく、日本陸上競技連盟も諦めさせないことを第一とする育成指針をつくり、全国の指導者に説明をしています。これは陸上の世界でも小学生や中学生のころは生まれた時期による差が大きいことが分かったからです。

日本陸連がまとめたデータでは、小学生や中学生の全国大会の出場者が生まれた月を調べると1月から3月生まれは選手は僅か1割前後、一方で、世界選手権やオリンピックに出場したトップ選手の生まれた月を調べるとほとんど偏りはありませんでした。つまり、トップ選手の多くは高校生以降に素質が開花しているのです。

これらのデータを基に日本陸連がまとめた育成指針では、小学校期や中学校期、それに高校期など、大きく6つのステージに分け、それぞれに応じたトレーニング方法を示しました。そして、指導者には早生まれの選手が諦めてしまわないように一人一人の成長の違いを認識して指導するよう求めています。

さらに、日本陸連は中学生が参加するジュニアオリンピックの出場条件を既に見直しており、早生まれの選手を1つ下の学年の4月から12月生まれと同一区分にしたのです。この結果、以前の区分だと8位入賞に届かない記録だった早生まれの選手が3位以内に入り、表彰台に上ったというケースがありました。

東京大学の山口教授は、早生まれの不利によって非認知能力が育たないことに警鐘を鳴らしています。そして、その影響は学力や就職、所得に限らないと言っています。非認知能力は、それ以外にも対人関係に大きな影響を与えるというのです。早生まれの子どもは学校の教師や友人と良好な関係を結べないと感じていることが多く、対人関係の苦手意識は年齢を重ねるにつれて悪化していく傾向にあると言っています。そのため、たあいのない子ども同士の遊びやスポーツは、子どもの成長に決して無駄ではないというのです。

私たちの子どもの時代——もう今から60年以上前の話ですが、都会でも周辺には田んぼや沼があり、学校から帰るとすぐに地域の餓鬼大将を中心としたグループは子

どもたちのほどよい社会をつくっており、そこでは上級生と下級生のそれぞれが当然のように役割を分担していましたので、低学年の子どももたくさんを学びながら成長しました。

また、学校を拠点とした同学年グループも仲間同士は自然に役割分担を決めて遊んでいました。

この遊びの中の役割分担こそ、子ども集団が発達に応じた仕事の分担を自然に行っていたものでした。

次は、ネット上にあった幼児教育関係者の話です。今、自分のいる園では、年齢別ではなく異年齢で過ごしています。そうすることで、子どもたちは自分の友だちを発達に合わせて遊んでいるのが分かります。決して5歳児だから5歳児で遊ぶわけではないのです。子どもたちは、年齢別で遊ぶのではなく、発達別で遊んでいます。大人が勝手に決めた4月という区切りで困っている子どもたちは意外に多くいるのかもしれない。

4月という区切りは私たちの社会が決めたことですが、私は、今この区切りを変えたり新しい制度の導入を主張しているわけではありません。制度的な問題は国全体で考えるべきことだからです。

しかし、法制度を変える前であっても、現実に早生まれの子どもたちの問題が統計的に明らかになった以上、できることから対応すべきであると考えます。むしろ、この問題に立ち向かっている姿が見えることで村外から中川村に対する評価が変化することもあり得ると思います。

中川村では、小中学校の全体で平均すると早生まれの子どもはほぼ25%ですが、学年別に見ると13～36%と構成比は大きく異なっていますので、恐らく画一的な方針で取り組めるとも思えません。

既にこれまでも現場教職員の方々が気づいて取り組まれたこともあるかもしれませんが、大切なことは、保育園、小学校、中学校を含めた教育界全体がこの問題の共通認識を持ち、検討を始めることであると考えます。

一方で、今回の研究結果が早生まれの子を持つ保護者への不安につながらないよう一人一人の違いに寄り添う工夫も必要と考えます。

また、保育や教育の現場では、早生まれの子どもだけに特段の配慮をするというより、子どもたちの多様性の1つとして対処する考え方が必要と思われる。

教育長と村長の見解を聞きたいと思います。

○教育長

今のお尋ねの件につきましては、最近マスコミでも取り上げられ、注目を集めていることと承知しております。

保育園から小学校低学年あたりまでは早生まれのお子さんの中に一緒に取り組むのがえらそうだと感じる場合もありますが、学年が上がるにつれてそうした状況も目立たなくなるとというのがこれまでの教育関係者の捉えだったと理解しております。

東京大学の山口慎太郎教授の研究は、埼玉県下のさいたま市を除く約1,000の公立学校に通う小学校4年生から中学校3年生までの全ての子どもを対象としており、延

べ100万人を超える巨大なデータセットを分析した結果だということでもありますので、子どもを取り巻く環境に違いはあるとは思いますが、決して無視できない示唆を与えていると受け止めております。

現在の制度では、4月2日から翌年の4月1日までに生まれたお子さんを学年という学習グループにして学校教育を受けるようになっております。こうした学習グループのつくり方が早生まれの皆さんを不利な状況にしているということですが、山口教授の研究では、今お話があったとおり、認知能力である学業の面は努力することで差が縮まっていくが、非認知能力の差は学年が上がっても縮まっていけないとしております。そのことが大人になってからも影響しており、非認知能力、例えば最後までやり抜く力であるとか、感情をコントロールする力であるとか、他の人とよりよい間関係を築く力などが育つように、どの段階においても意識して支援していくことが求められております。

これからの学校教育のキーワードの1つは多様性だと私どもも考えております。最近の子どもたちの様子を見ますと、一人一人が個性的であり、多様であり、集団として捉えるのみならず、一人一人の実態を深く理解した上で必要な支援を講じていくことが求められております。

この研究につきましては、統計的に傾向を分析したものであり、一人一人のお子さんを見れば違った実態を示している場合もあるわけですが、御指摘のとおり生まれ月の違いも多様性の1つであり、子どもを理解する視点の1つとして意識していく必要があると考えております。

まずは、小学校、中学校、そして保育園とも情報を共有し、共通の認識で指導、支援ができるように取り組んでまいりたいと考えております。

○村 長 保育園のことについてちょっと申し上げたいと思っておりますが、保育園に関しては、学習指導要領みたいなのがありまして、保育所の運営指針というものがありますが、この中でも議員が指摘されたような非認知能力をこれからはしっかり育てるということがうたわれているようであります。

今、村では、具体的な取組としましては、信州やまほいく、信州型自然保育を実施しております。みなかた保育園は平成27年度から、片桐保育園も令和3年度に認定の申請を予定しております。具体的なことは省かせていただきますけれども、保育の中で年上の子が年下の子の面倒を見て教えたり、そういうことをすることによって年下の子と一緒に遊び、年上の子を見習うことで年下の子どもはいろんなところで憧れていくという、先ほどの都会でも昔あったような小学生の遊びの風景、こういったことが協調性を養っていくんだということを考えているようであります。

議員のおっしゃるとおり、保育所における保育と小学校の教育の円滑な接続を図っていくこと、このことがこれから必要だというふうに考えておりまして、教育委員会とも連携をして少しずつ進めてまいりたいというふうに思っております。

○7 番 (桂川 雅信) 教育長と村長からそれぞれ共通認識をもって取り上げたいという御発言でしたので、ぜひ、そういう取組を進めていただきたいと思いますが、1つ、私

のほうから1件だけ申し上げておきます。

この問題を調べているうちに国立の教育政策研究所の資料を拝見しました。もう10年以上前ですが、この研究所では異学年学習を取り組むように指針も出してあります。その後、全国で、異学年、要するに異なる学年同士で学習を進めるようなことを指針として出しておりましたので、全国で広まっておりますし、中川村の小学校も異学年の学習の取組が進んでいると思います。私も実際に見ておりますので、やっているなあとは思ったんですが。

ただ、私が大変気になったのは、こういうマニュアルとか指針が出ますと、どうしてもそのまま形骸化してしまう、何のために異学年の学習をやっているのかっていうのがだんだん薄れてきてしまう可能性があるんで、そこは、もう一度原点に立ち戻っていただきたい。その際に、今日ちょっと御回答がありました共通認識、早生まれの子どもたちにこういう不利な面があるんだということを、もう一回、学校現場の方々の中で共通認識として持っていただきたい、そこが一番大事なところではないかなというふうに思っております。

ここで取り上げた東京大学の山口慎太郎教授に、実は、先日、メールを送りました。この質問状を出してから後なんです。いろいろ問合せをしたんですが、その際、彼からの返信メールに早生まれの問題を社会に認知してもらうことが解決の第一歩だというふうに書いてありました。多くの方は、この問題を知らないか、知っても大したことのないものだともみなしがちだというふうに私へのメールに書いてきました。つまり、彼が一番気にしているのは、いや、そうはいったって問題になったんだと、大丈夫だなど見過ごしてしまう、これまでやってきたんだからいいんだみたいな、こういう考え方は一掃してほしいということのようです。

さっき教育長がおっしゃったように、このデータは膨大なデータを積み上げて統計処理しています。もうぐうの音も出ないような結果です。

あえて言えば、アメリカやカナダを除けば、ヨーロッパではもう既にこの取組が進んでいます。ドイツでは、小学校へ上がる時、もう既に保護者の意見で入学を遅らせることができるようになってます。オランダでは、入学した後も学年の順次を遅らせることもできるようになってます。こういうことが普通にできるんですね、子どもたちの発達段階に合わせて。最終的には目標は1つなんですけれども、最終的には目標は1つなんだけども、その発達段階に合わせて教育を施していく、こういうことがもうヨーロッパでは既に行われている。

山口教授は制度的な問題をいろいろ提案していますが、彼自身は教育学の専門家ではありませんので、学校現場での解決方法は述べていないのです。ですから、この問題は学校で解決していただくしかないと思います。保育の現場で解決していただくしかないというふうに思っています。

彼の場合は、労働経済学という立場から見ると本来なくてもより社会的格差が日本では放置されている、こういうことに警鐘を鳴らしたんだというふうに見ていただきたいと思います。既にもう社会的な格差が出ている、早生まれだからということで社

会的な格差が出ているということに労働経済学という立場から警鐘を鳴らしたんであって、そういう問題として見ていただきたい。だから、教育現場では、そういうことがもう実際に社会で起きているんだっていうことを教育の場でどういうふうに解消していくのかっていうふうに取り組を進めてほしいというのが彼の意見だったので、保育現場や教育現場での今後の検討と実践に期待をしたいと思います。

次に参ります。

「高齢者（運転免許返上者）や旅行者などにも使い勝手のよい交通制度の創設を」数年前ですが、旅行者と思われる方が役場の窓口で「どうして村にタクシー会社がないのか。」と質問している場に出くわしたことがあります。その際に役場職員が「隣接する町のタクシー会社の営業を守るために、村内にはタクシー会社はありません。」と答えていたように思います。

しかし、中川村にタクシー事業者が生まれて本当にそれらの近隣業界は打撃を受けるのでしょうか。私には大変疑問ですし、根拠のない単なる既得権益そのもののような気もします。

一方で、高齢化に伴い交通事故の内容が近年ではさま変わりしています。令和元年度の長野県の統評では、これは県警ですが、高齢ドライバーが原因となった事故件数、死者数、負傷者数はいずれも減少しているのですが、発生事故件数全体に占める高齢者ドライバーの割合は年々増加しているのです。この謎は、グラフで分かるように、高齢者ドライバーの増加にあります。つまり、高齢者ドライバーが年々増加しているため、全体の事故件数の中での高齢者ドライバーの構成比が激増しているということなのです。

最近では高齢者ドライバーが加害者となる痛ましい交通事故が相次いで発生したため、家族から免許を返納するように勧められる高齢者がたくさんいます。

しかし、免許返納をしようとしても、現実には周辺に出かける際には足の確保ができず、やむなく免許をそのまま保持している方もたくさんいらっしゃるはずで

す。このように、免許返納しようとしても生活のために手放せない高齢者のためには、新しい交通システムがどうしても必要なのではないのでしょうか。

本来、村内の巡回バスは自分の足を持たない住民の移動手段として始められたと思いますが、現実には、3路線、日平均100人前後で、通学時間を除けば乗客のいないバスもあります。必要としている人がいても利用者が少ないのはなぜなのか。この問題は需要と供給だけで交通システムを見てると解決にはつながらないことを示しています。

都市部のバスは運行経費を支えるだけの利用者が多数いるので、運行時刻に停留所へ客を集めて走らせることで成り立ちます。

しかし、村では、例えば点在する10人が同じ時刻に集まって行動することはまずありません。つまり、運行する側が時刻を決めて乗客を集めるという論理では、もはや経営自体が成り立たないだけでなく、利用者にとっても使い勝手の悪いバスとなってしまう、結果的に空のバスが走ることになってしまうのです。需要と供給という数字

の問題ではなく、利用者側の意図に見合ったシステムそのものが必要なのではないのでしょうか。

これから運転免許を返納しようとしている高齢者がこういう制度なら使ってみたいと思うようなシステムづくりをしていただきたいと思うのです。

今年もバス等運行事業には2,000万円余の予算が計上されています。去年は新規バスの購入も行われました。

しかし、これだけの予算を毎年投入するのならば、普通車や軽自動車でも、足を持たない、あるいは免許返上者などの多くの利用者に満足してもらえるシステム構築は可能なのではないのでしょうか。運転免許を返納した高齢者が使ってみたいと思うような交通システムが実現すれば、高齢者だけでなく、高齢者の家族にとっても、また電車や高速バスで村を訪問した旅行者にとっても朗報になることは間違いありません。

村長には万難を排して実現に向けて努力してほしいと思いますが、考え方を示していただきたいと思います。

○村 長

現況につきましては、もう一点申し上げますけれども、平成26年のリニューアル化、巡回バスの見直しの中で一旦利用者は増加をいたしました。その後、減少傾向が続いております。

また、高齢者につきましては、運転に支障を感じていても自分で運転できるうちは運転をする、結果、免許を返納するときには介護など何かしらの支援が必要な状態の高齢者の方が多くて巡回バスを利用できないことが多いことも事実であります。

これらのことから、巡回バスの課題につきましては、高齢者はバスの乗車に支障がある、バス停まで歩いていけない、また少子化が進む中で利用者数の減少傾向は今後も続くだろうというふうにも思われるところであります。

もう一つ、NPOタクシーの課題につきましては、電話予約が必要な上に前日まで予約が必要といった制限もございます。台数も少なく、行動に制限が出てしまうため、利用者のニーズに合わなくなっているという課題もございます。

まとめますと、巡回バスを利用する高齢者層のさらなる高齢化が顕著になっており、バス停までのアクセスやバスへの乗り込み等にも大きな支障があるというのが現状になっております。したがって、バス運行の体系ではなく、ドア・ツー・ドア的な個別輸送に近い形の交通手段をベースにしていくということをこれからは考えていく必要があるというふうに思っております。

方向性として今考えております2点は、巡回バスの仕組みを根本的に見直すこと、配車システムなどAIやICT技術を駆使した無駄のない配車システムを構築し、高齢者などの交通不便者に対し、先ほど申しましたとおりドア・ツー・ドアでの輸送を行う体系を検討したいということでもあります。

もう一つは、住民の交通実態の把握、それから高齢者等の巡回バス利用者の個別輸送への転換を図った場合の乗降ニーズの把握をしていくこと、NPOタクシー利用者には利便性向上のための調査を実施し、高齢者の皆さんが利用したいと思える交通体系の構築を目指してまいりたいということでございます。

大きな予算も盛っておるわけでありますが、そのために令和3年度には特に住民の要望を調査、分析をして、先進事例や新技術も研究した上で地域公共交通計画を策定していきたいと、そして令和4年度から計画に沿った形での新しい体系を模索していきたいというふうに思っております。

世の中ではいろんな取組をされております。伊那市をはじめ、AIを使ったタクシーを動かして効率のよい運送をしているところもありますし、これは京都府でしょうか、京丹後市というところがあるようでもありますけれども、そこではささえ合い交通システム、こういったことで運行しておるようでもあります。NPO法人、これがUberという、これはソフトかどうか分かりませんが、こういったものを活用して運営し、登録した住民ドライバーが送迎をする仕組みだそうでもあります。高齢者に限らず一般住民や旅行者の利用も可能だということのようでもあります。

そういうことでありますけれども、中川村には、かつてタクシーがありました。なかなか乗客の利用がないということでタクシー業界が撤退をしてしまったということを経機に、路線バスの民間の会社も撤退しましたので、委託から今度は直営で村が巡回バスを動かすと、こういうことをやって何とかしのいできましたけれども、もう限界に来ているというのはやはり私も考えておりますので、思い切った政策を取っていく必要があるというふうなことは感じております。

○7 番 (桂川 雅信) 今、思い切った対策をとというふうに村長の御回答ありましたので、ぜひ、次年度以降、思い切った対策を進めていただきたいと思います。

3番に中川村チバニアン保存と活用についてです。

皆さんはチバニアンという言葉をお聞きになったことがあると思います。

地球が約46億年前に誕生してからの歴史は地層や岩石に記録されており、環境や繁栄した生物の種類は時代によって変化があるので、地層やその中に含まれている化石などを調べると、その時代のことを知る手がかりになります。

国際地質科学連合は、こうした変化に応じて地球の歴史を115—今は117になっていますが、の時代に分け世界共通の名前をつけています。

今注目されているチバニアンという地層は、いままで名前がついていない時代の1つ、約77万年前から約12.6万年前までの特徴をよく記録した地層であります。新たに時代の名前を決める場合、その時代の始まりを最もよく記録された地層のある場所の地名を使います。チバニアンが決定されたということは、千葉の養老川流域で見られる海底に積もった泥の地層が77万年前頃の記録として世界一明瞭で優れたものと認められたということでもあります。

チバニアン地層の大きな特徴は、地球磁場の逆転をとともよい状態で記録しているということです。

小学校で学ぶように、現在の磁石のN極は北を向きます。でも、長い地球の歴史の中にはS極が北を向く時代がたくさんありました。この地球のN極とS極がひっくり返ることを地球磁場の逆転と呼び、最後の逆転は約77万年前だったのです。

残念ながら目で見ても地層のどのあたりで逆転があったかは分かりません。そこで

大いに役立つのが地球磁場の逆転から約1m下にある白い百尾火山灰層で、この火山灰層は約77.3万年前に御嶽山が大噴火を起こしてできたということが分かっています。

人間の指紋やDNAが一人一人違って見分けられるように、火山灰も含まれている火山ガラスや鉱物の形や成分によって区別ができます。白尾火山灰は、その成分を詳しく調べたところ、御嶽山の麓に厚く積もっている火山灰層と同じであることが分かっています。

さらに、千葉県と御嶽山の間にある長野県駒ヶ根市と中川村にある火山灰層も同じ噴火でできた地層があることが分かりました。

中川村片桐の南田島テフラ層がチバニアンと同時代の噴出物であることを突き止めたのは、亡くなられた寺平宏先生です。

伊那盆地は地質・地学関係の研究者を多く輩出している地域で、チバニアン命名を国際学会で主導した菅悠悠介氏は松川町出身で、現在、国立極地研究所の研究者です。中川村のチバニアン南田島テフラ層を世に知らしめたのは信州大学教育学部の竹下欣宏准教授でした。

私は、昨年的一般質問で地質・地形遺産の保全を提案しましたが、次年度予算では中川村教育委員会がチバニアン看板設置を計上されたことはうれしい限りであり、これをさらに前に進めていただきたいと思います。

中川村には地域を代表する教材が数多くありますが、村外から迎える訪問者だけでなく、子どもたちや村民に地域のすばらしさや面白さをもっと知ってもらう仕掛けが必要と考えます。

南田島テフラ層は、1999年に伊那谷の研究者である寺平先生、松島先生によって命名されてから20年以上経過し、ほとんど保存措置も取られておりませんので、教材としての仕掛けと保存措置について検討すべきと考えますが、いかがでしょうか。

○教育長 今、議員から御指摘のとおり、中川村には地域を代表する教材が数多くあるというふうに認識しております。教育委員会といたしましても、ふるさと学習を通して、そのすばらしさや面白さを知っていただけるよう取り組みたいというふうに考えております。

御存じだと思いますが、そうした願いを込めて令和2年2月には郷土学習資料集「ふるさと中川村」を作成、発刊いたしました。「中川村の自然」と題した章には、村の地形の成り立ちを学習する中で南田島テフラとチバニアンについても学習のきっかけとなるトピックを掲載してございます。

また、公民館の講座に郷土を学ぶ会なども位置づけておりますが、来年度からは、坂戸橋等、村内の文化財をガイドできる人材の育成にも取組を始める予定であります。

昨年10月に、お話にもありました松島信幸先生が教育委員会事務局へお越しください、南田島テフラとチバニアンについて丁寧に御説明をいただきました。その折に次のようなお話もお伺いをいたしました。1つには、駒ヶ根市は竹やぶになってしまい、中川村が伊那谷で唯一確認できる場所となったということ、2つ目に、知らない

方には入り口、場所が分かりにくいという御指摘、3つ目には、専門の研究者はサンプルを求めることもあり、それは少しの量でよいのですが、素人が何も分からないまま記念に持って帰るなどして荒らしてしまうことが困るというようなことでございました。

教育委員会としましては、南田島テフラの存在を示すとともに、現地へ迷わずに行っていたらいいよう、看板設置のための予算を計上しました。そうすることで、まず場所が守られていくことにもつながるというふうに考えております。

保全につきましては、その折のお話で手を入れることで逆に荒らされることにつながるのではないかとという見方もあり、また状態を確認しながら、専門家の皆さんの御意見も伺って今後検討していきたいというふうに考えております。

○7 番 (桂川 雅信) ぜひ、保存措置について専門家の話を聞いていただきたいと思

います。もう今、若い研究者でこの問題を取り上げている方、先ほどちょっと御紹介しましたけども、信州大学の竹下欣宏准教授ですが、若い先生ですけども非常に熱心に伊那谷の地質構造についても研究発表してくださっています。チバニアン南田島テフラについても全国研究会の学会できちんと紹介してくださっている先生ですので、ぜひ、こういった先生、研究者の意見、呼んでいただいて意見を聞いていただけたらなあというふうに思います。

私からも竹下先生には連絡を取っております。それから、国立極地研究所の菅沼悠介准教授にもメールで連絡取りました。今、信毎で今日も、たまたまですが、今日も連載が出ていますけども、彼にも連絡を取って、もしチャンスがあったら中川にも寄ってくれという話はしてあります。松川町が実家ですので、中川村にはいつでも寄れますよという、帰るときは、今はこういう時期なのであれですけども、いつでも寄れますということをお話してくださっています。それで、彼にメールを送った際に、チバニアン、南田島テフラについては、私より——私っていうのは菅沼さんが、私よりも竹下先生のほうがよく御存じですというふうに逆に竹下先生を紹介されたぐらいで、私はもう実際そのときには竹下先生を知っていたんですが、ということでしたので、ぜひ竹下准教授に声をかけていただきたいというふうに思います。

次に移ります。

坂戸橋の保全活動についてです。

坂戸橋の保全活動を村民全体で取組を進めるために中川村・坂戸橋保存会の発起人会が2月14日に開催され、正式に保存会の発足をすることが決まりました。発起人には、これまで坂戸橋の保全活動を担ってくださった方々に加わっていただいております。重要文化財指定へ御尽力いただいた山浦直人氏にも保存会の顧問として参加していただくことが決まりました。

保存会は、17日、報告会の後に発会式を行います。本年は北組と商工会青年部が行ってきた環境整備事業を保存会としても村全体に呼びかけて行いたいと思

また、重要文化財の指定に当たっては、特に銘板が手交されるわけではないようなので、これまで現地に設置されていた登録有形文化財の銘板を撤去した後に新たに重要文化財の銘板を設置したいと考えていますので、村としても支援をいただきたいと考えます。

また、この保存会は会費制を取らず、会の運営は募金と補助金で賄うこととしています。17日の発会式では募金の訴えをさせていただきますが、村外の方にも募金を呼びかけたいと考えます。募金の仕方は保存会で考えておりますが、村として、例えばふるさと納税の項目に重要文化財、坂戸橋の維持保全活動への募金という項目をぜひ追加して恒常的に村外にも訴えていただきたいと思

います。村出身で村外にお住まいの方全ての方々にふるさとへの思いをぜひ募金という形で表していただけるよう、村としてこの取組を始めてもらいたいと考えますが、いかがでしょうか。

また、先ほどのチバニアンと同じように、村の子どもたちの副読本としては、もう少し詳しい坂戸橋の説明が必要と思

○教育長 まずは、中川村・坂戸橋保存会が正式に発足するという

ことで、私どもも心強いばかりでございます。これからは保存、活用につきましては一緒に取り組んでいきたいと考えております。

まず、銘板と教材化について私のほうからお答えをさせていただきます。有形文化財の銘板につきましては、県に確認しましたところ返却不要とのことでございました。また、撤去はしなくてもよいということも確認をいたしました。

教育委員会といたしましては、有形文化財の銘板も坂戸橋の歴史としての事実でありますので、そのまま残したいとの考えを持っております。

重要文化財の銘板につきましては、村、教育委員会で相談をしまして設置に向けて対応してまいりたいというふうに考えております。

また、坂戸橋については、ふるさと学習の教材にとどまらず、御指摘のとおり様々な教科等の教材にも利用できる可能性があるというふうに理解をしております。ですので、重要文化財の指定を受けたこの機会に教材化も進められるとよいというように考えも持っております。

ただ、教材化となると、坂戸橋をよく知り、教材化に向けた教科等の分野にも明るいことが必須であります。現状として教育委員会や学校が進めるにはいささか荷が重い感もございます。それに対しまして、保存会の皆様をお見受けいたしますと、坂戸橋に詳しく、またそれぞれの分野の専門家でもあられますので、教材化につきましては、ぜひ保存会の皆様の多大なるお力添えもいただけるとありがたいというふう

○地域政策課長

思っておりますし、期待もしておるところでございます。今後、保存会の皆様との相談させていただきながら実現に向けていければと考えておるところでございます。

ふるさと納税の部分についてお答えさせていただきたいと思います。

現状のふるさと応援寄附金の取扱いにつきましては村の要綱のほうで定めております。寄附された寄附金を基金に積み立てて村の第6次総合計画の4つの柱「誰もが安心して元気に暮らせる村づくり」ほか3つに充てるように定めております。現在の取扱いでは、寄附金の使い道を指定せず、寄附金を直接事業に充当することは行っておりません。一度基金に積み立ててから必要な施策、ここでいえば坂戸橋保存会への充当になります。

寄附の際に4つの使い道のうち基金を活用して実施したらよいと思う事業のアンケートのほうを行っております。コメントに坂戸橋の維持保全活動に活用してほしいというような旨の記入をしていただければ、坂戸橋の維持保全活動への充当を行うことは可能です。しかしながら、直接保存会への活動といったものには充てることできませんので、充当する場合につきましては、村で実施するか、または保存会の活動への補助金といったような形になるかというふうに思います。

また、ふるさと応援基金の返礼品に坂戸橋保存会の準備した何らかの返礼品を用意することによりまして、これを選んでいただいた場合につきましては返礼品の収益は保存会へ、また、この返礼品を希望した場合につきましては寄附金を坂戸橋保存の活動のために活用いただきますといったことを明記することで使い道のほうを特定できるかというふうに思っております。

また、坂戸橋保存会への直接の寄附といった場合につきましては、クラウドファンディングなどの取組によりまして会の財源の確保ですとか坂戸橋のPRにつながるというふうに思いますので、会のほうでも御検討いただければというふうに思います。

これらの坂戸橋の保全の取組を通じまして村のPRですとか関係人口の創出にもつながり、地域活性化にも寄与すると思っておりますので、また保存会の皆さんと御相談させていただければというふうに思っております。

○7 番

(桂川 雅信) 今、ふるさと納税の返礼品の話が出ておりましたけども、保存会としても返礼品の対策を今考えようとしております。幾つか案がありますけれども、出来上がりましたら村のほうに御相談をさせていただきたいと思っております。今考えているのは、記念切手を出したらどうかというふうに思っています。予算も大体分かっておりますので、村と御相談させていただきたいと思います。

最後ですが、5番目「気候危機に対応した作物生産の準備を加速し、試験研究機関の充実を要望すべき」という題です。

長野県環境部が公表したデータによれば、現在の気候変動の状況は、対応策の有無にかかわらず2050年までは気温上昇が続くと予測されています。提供されたデータによれば、現時点で温室効果ガスを出さない努力をしつかりした場合でも2050年には現在よりプラス1.9℃の上昇と見られています。何も対策をせずにそのまま推移すれば、今世紀末には長野県は現在よりプラス4.7℃上昇するとされています。このプ

ラス4.7℃上昇というのは、長野市が今世紀末には九州宮崎県の都城市とほぼ同等のレベルの気温になるということです。

私は、2020年3月議会でこの気候変動問題を取り上げ、気候変動によるリスクを最小限にとどめるために何をなすべきかを問いかけました。その際に、村の少量多品目栽培の優位性を主張し、特に若い就農者に対しては早い時期での温暖化適応作物への転換を促す施策が必要であると述べました。

この主張は、その後の長野県のデータでも裏づけられましたが、栽培作物の転換はそれなりの時間を要しますので、今から計画的に取り組む必要があります。

その際に問題にしたいのが県の試験研究機関が現実の実態に即した動きをしているのかという点です。

長野県の農業試験場と果樹試験場は須坂にほぼ統合されており、南信農業試験場は梨と柿の育種に関わっているだけです。

先日、村内のレモン農家と話をしましたが、最近はかんきつ類の話題が下伊那・上伊那管内で広がっており、レモン農家にはあちこちから何度も問合せが来ているそうです。現実には、試験場の取組は世間の動きに全く見合っていないのです。

2020年3月議会で私が気候変動による農作物の被害について、リンゴや稲作について述べましたが、県は「長野県の気候変動」資料4で正確にそのことを述べています。「農業試験場では、(中略)気象変動に対応した対策技術等について試験研究を行っています。」とホームページに書いておりますし、「果樹試験場では(中略)新品種の育成、環境にやさしい農業生産技術、地球温暖化に適応する技術、(中略)の試験研究に取り組んでいます。」と書いています。

長野県は南北に190kmを超える地形で、北信が県内農業の代表地点ではありません。伊那谷や南信には特有の気象条件と地形地質条件があり、本来この地の条件を生かした農業について試験研究することが南信試験場の役割ですし、温暖化に適応する技術の開発は北信だけで完結する話ではありません。

この問題は今後の30年間の南信地域の農業を左右する重大問題であり、村として南信農試に対して試験研究体制の整備を強く申し入れるべきと考えますけれども、いかがでしょうか。

○村 長

南信農業試験場といいますと、梨の研究において南水という御存じのとおり品種を、偶然とはいえ、いろんなものを交配したり育種する中で発見をして、これを固定化したと、世に出したのが南信農業試験場であります。

それから、議員がおっしゃるとおり、柿なんですけど、市田柿、これについては、地場で生まれている柿を、これを1つの干し上げから製品に至るまできちんとした方向に導いていったのが南信農業試験場と、こういうふうに認識をしております。

今何をしているかという、私の知る限りでは、栽培については梨の省力化、ジョイント栽培方式なんですけど、こういったことに技術的には力を注いでいるということでもあります。

長野県農業試験場につきましては、長野県の気候風土に適したオリジナル品種の開

発を行っており、お米であれば風さやか、リンゴはシナノスイートやシナノリップ、ブドウはナガノパープルなど、県内農産物の主力となる農産物を数多く開発してきたということであります。

風さやかについてちょっと申し上げますと、平成25年の3月に品種登録をされた長野県オリジナル米でありまして、コシヒカリに比べて出穂期が遅く、高温障害による品質低下を回避できるということで、栽培適地は標高600m以下というふうにされております。

温暖化傾向は今後も続くものと思われておりますので、議員が言われるとおり、考え方としては……。今いきなりブザーが鳴りましたので、すみません。

これからは、議員がおっしゃるとおり、南信で唯一配置されている南信農業試験場、これについては、現実には職員ももう減っております。こういう中で南信地域の農業をリードしていく存在として十分な体制と充実した研究施設の整備が現在あるとはいえない状況だというふうに私も思っておりますので、この問題については体制と整備の充実につきまして南信広域として要望をしていくことが効果的であろうというふうに思っております。具体的には知事と市長村長との協議の場というのがあります。こういったところで要望したり、町村会にも研究機関がありますので、その中から改めて要望事項に挙げるなどしてまいりたいと思っております。

○7 番 (桂川 雅信) ちょっとざりざりですが、関連質問をちょっと1つだけさせていただきます。

先日、実は、この質問を出した後ですが、信州大学農学部研究者にヒアリングをしました。実は、かんきつ類の研究者はいるのかという質問を出したんですが、現状ではかんきつ類の研究者はいないかもしれないけれども、地域の課題を解決するのは大学の使命だと、相談事があったらぜひ大学に持ちかけてほしいというふうにメールが返ってきました。

新しいことにチャレンジして一歩先んじようとする、研究者との連携は不可欠だと思います。若い農業者が直接大学の研究者と連携が取れるような仕組みづくりも検討してみてもどうかというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。ちょっと村長の見解を伺いたいと思います。

○村 長 ちょっと今の御質問の中で思ったんですけど、ここには近くに信州大学農学部という大学の研究機関があります。その中でも特に中間種の赤肉のリンゴ、小玉でありますけれども、こういったのを数多く生み出し、これを実際にはもう既に伊那市のほうで企業が企業化をして栽培をしていると、こういう実態もあるわけでありまして、こちら辺は私どもとしてはアンテナがちょっと低いなということを反省しております。

そういう意味で、信州大学の農学部を通じて、もし、かんきつ類であれば御紹介いただける先生もいらっしゃるでしょうし、現状を訴えて、やはり対策と一緒に研究していくようなお話を持ちかけていくということが必要ではないかと、ここで幾ら独り相撲をして、村の中で南信農試ではどうだとか、こういうものを作ろうといっても、やはり大学という専門の機関に、やはりこれを紹介していただいたりしていくことが

必要だと思いますので、議員の言われるとおり、大いに活用という言い方はありませんが、連携を取りたいというふうに思います。

○7 番 (桂川 雅信) ちょっと時間になりましたので、これで終わりにいたします。

○議 長 これで桂川雅信議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。再開は午前10時20分といたします。

[午前 9時59分 休憩]

[午前10時17分 再開]

○議 長 会議を再開します。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

6番 中塚礼次郎議員。

○6 番 (中塚礼次郎) 私は、さきに通告いたしました2問について質問させていただきます。

まず最初に、このほど開設される農業観光交流センターについてであります。農業観光交流センターが目指している機能の発揮のためにチャオ周辺の活性化による集客対策ということで質問を最初にしたいと思っております。

中川村では、村の魅力の発信として、ふるさと納税制度、百貨店出店、物産展などへの取組により村の特産品、農産物の知名度を上げる取組がされてきました。

この4月から農産物直売所集客力向上・消費拡大のための地域産の農産物のブランド力の強化や四季の変化に富んだ気候や自然、美しい村の魅力を発信することによる交流人口の拡大に向けて中川村農業観光交流センターが発足され、交流センターに対する村民の期待は大きいものがあるというふうに思います。

そこで、交流センターの機能発揮、発展させていくためには、インターネット活用による情報発信の強化や様々なサイト活用とその拡充は欠かせませんが、集客による交流、触れ合いの場としての取組が最も重要であり、非常に課題だというふうに考えますが、考えと対応についてお聞きをいたします。

○村 長 農業観光交流センターの役割の1つとして村の商業の中心と位置づけられるチャオの集客力を上げていくと、こういうことがあります。この使命と申しますか、この課題に対しまして、これを達成していくためには、農業観光交流センター自体への集約はもちろん、チャオ内に設置をされております生産者直売コーナーの魅力の向上を欠かすことはできないというふうに考えております。

農業観光交流センターのにぎわいを創出するための取組として、陣馬形山の有料化後の受付窓口としての機能の確保や農家の皆さんとの連携による催物の開催を目指して、関係者との検討を現在行っております。

また、観光案内所機能を設けることによりまして村を訪れる旅行者の方が立ち寄ることのできる施設として生産者直売コーナーの利活用の促進についても併せて調整、検討を行っていきたいというふうに考えております。

言葉で言うと非常に、こういうふうに文面で並べるとこういうことになるんですけど、これは非常に課題として難しいというのは議員のおっしゃるとおりでありますけ

れども、あの位置に交流センターを今度つくる以上は、このことの解決も含めてやりばり進めていきたいということでございます。

○6 番 (中塚礼次郎) 今、村長のほうからお答えがありました。私がこれから進める内容にもちょっと関わってくるのかというふうに思います。

交流センターへの集客策っていうのは様々考えられて、農産物直売所の充実、強化は集客力のアップの大きな力というふうになるというふうに思います。今、村長の言いましたように。

しかし、センターの立地を考えると、チャオ店の直売所で集客された客をいかにセンターのほうに誘導するかということではないかというふうに私は考えるわけですが、その対応策について、今ちょっと村長も触れましたが、お聞きをしたいというふうに思います。

○村 長 議員がおっしゃるとおり、農業観光交流センターの開設をする場所といたしますか、位置からしてみますと、農産物の販売の主体、こういったものは現在あります生産者の直売コーナーというふうにどうしても考えていかざるを得ないということでございます。その上で、行政としてどういった支援ができるのかということも現在考えて検討を進めておるところでございます。

生産者直売コーナーが生産者や消費者にとって共に魅力向上となる施設になりますように、チャオの店舗や村内の飲食店、小売店、宿泊施設における観光消費の拡大のために農業観光交流センターが果たすべき役割につきまして関係者と意見交換を現在進めております。

また、観光振興の拠点としての位置づけから、観光協会事務局を担う商工観光係を農業観光交流センターへ移動いたしまして、農業、観光業、商工業の振興を一体的に担うことのできる施設として運用していく考え方でございます。

○6 番 (中塚礼次郎) 今建設されております交流センターの持つ機能というふうなことから考えて、マルトシさんがあそこにあつて、農産物直売所たじまファーム、これを農協からマルトシにお願いして、運営をやってもらおうというふうをお願いされておることから、交流センターの現在の設置面積からいって直売所を中に設けるっていうことは今の状態では不可能だというふうに思うわけですが、JAがマルトシに頼んでお願いしておるといふ以上は、なかなかマルトシとしても手放せないというのが現状ではないかなというふうに思います。

それで、中川村農業観光交流センターの事業内容、それから事業計画については、昨年の12月の7日に全員協議会で事業計画案が示され、その中で、法人化の必要が生じるまでの間、村の機関として組織運営をして、会計は村の一般会計において処理するということや、農産物加工所の管理運営については、現在の指定管理契約の期間の満了後、庁内の部署において管理をすることが望ましいというふうにされています。今後、あらゆる可能性への検討、方向性の取組が求められるというふうに考えるわけでありまして。

そこで、可能性と方向性についてであります。チャオ周辺の活性化については現

在に至るまで課題として研究、検討もされてきましたが、交流センターの開設はその道明けとなるものと期待をいたします。

多くの自治体に交流人口の拡大に向けて交流、触れ合いの場として道の駅の開設がされています。近隣町村でも、飯島町では道の駅花の里いいじま・田切の里、大鹿では道の駅歌舞伎の里大鹿、豊丘村では道の駅南信州とよおかマルシェが開設されており、交流、触れ合いの場など多くの機能を持ち、にぎわいの場となっております。

全国には、立地を生かした道の駅、川の駅、「何で空港の駅が？」と思っで見ますと空港が近くにあるということがあります。など、数多くの開設がされて、その機能を発揮しております。

現在、天竜川を水系とする岡谷から上伊那・下伊那地域には、川の立地を生かした川の駅は開設されていません。

国道153号と天竜川が並走する地域は中川村以外にもありますが、中川村のチャオ周辺は、美しい自然、眺望、天竜川、そばにある前沢川に親しめる唯一の場所ではないかというふうに考えます。コロナ禍の大変な状況ですが、これを乗り越え、さらに持続可能な村づくりと発展の先を見据え、川の駅の開設に向けて取り組むことが必要であるというふうに考えるわけですが、川の駅、私が仮称として天のなかがわという川の駅の必要性について考えをお聞きします。

○村 長 川の駅についてでありますけれども、いわゆる国土交通省が造っております川の駅というものについてであります。これは、川に親しんで水辺の観察を行ったり自然の学習をする、それから防災教育を併せて担うと、こういうようなことで国交省は造るのが一般的なようございまして、お聞きしますところ、下伊那には「かわらんべ」というものもありますし、県内においては上田市に道と川の駅おとぎの里という施設が平成22年にオープンしておるそうであります。これは、千曲川と国道18号上田坂城バイパスに面した絶好の位置に、川遊びを原点とした地域組織により運営されているということのようであります。

議員がおっしゃいますとおり、チャオ周辺につきましては、天竜川と国道153号が非常に近接しております。あわせて、東西のアルプスの——東西といいますか、南アルプス、それから中央アルプスの高峰が眺められるなど、美しい自然に触れ合うことのできる好ロケーションであるというふうに認識をしております。

平成25年の4月に中川村定住促進・地域活性化のための基本計画というものを策定しております。これは第5次総合計画の基本方針に沿って具体的な施策を定めたものでありますけれども、この中の施策内容と実施方針にこういうふうに記されております。地域資源の活用による産業の振興と地域活性化のために、農商工連携及び6次産業化の推進と交流人口の拡大の分野で観光交流の整備について、観光交流の拠点となる施設として……。

失礼しました。これは次の質問のようございまして、ちょっと私のほうであれしてしまいました。

そういう意味で、元へ返らせていただきますが、議員がおっしゃるとおり、ロケー

ションはすばらしいし、直接川に行けるような場所ってというのはチャオ周辺しかないというふうなことは思っておりますので、必要性ということをおっしゃると、ちょっと非常に難しいわけでありまして、ここで中川の農産物ですとか、いろんなことに親しみながら、併せて特質的である天竜川、こういったところにも下りていたり、あわせて水辺でも遊べるというようなことを考えますと、非常に位置としては絶好のものではないかなというふうに思います。

○6 番 (中塚礼次郎) 開設される交流センターの場所は、現状の条件の中では最善、やむを得ない場所というふうに思いますが、位置的には、皆さんも御承知のように、ちょっと奥まった場所ということで目立ちにくいということがありますし、そこに観光バスが入ってきたりというふうな、マルトシさんのお客さんの車とかいうふうなものを考えると駐車場の問題、それから農産物加工施設の委託の期限が切れた後の管理運営の面からというふうなことを考えたり、センター機能の拡充などを考えると、農産物、例えば村内での工芸販売だとか、幅広く総合的な事業展開ができる場所だというふうに思います。物を売るばかりでなくて、川に親しみ、山を眺め、自然を満喫してもらえる施設として事業展開ができればなあというふうに考えるわけです。

交流センターを核とした総合的な施設としての開設には、建設場所、建設の費用の問題、それから検討する期間や計画の期間など、時間と年数を要する事業となるというふうに思いますが、チャオ周辺の活性化を図るために私は取り組む必要があるのではないかなというふうに考えるわけですが、開設への検討、事業実施に向けての取組の可能性について村の考えをお聞きしたいというふうに思います。

○村 長 現在のチャオの位置関係といいますか、マルトシさんがあり、共同店舗があり、その東側に整備をされた堤防があって、そのまま天竜川のほうに下りても行かれると、こういう条件があるわけでありまして、それぞれの店舗の運営の中では、なかなか、おっしゃるとおり駐車場の位置もありまして、関係もありまして、営業用の車が駐車したり資材が置かれているというようなこともあって、なかなか現在の状況では難しいかなという面もあります。広く総合的にやっぱり考える必要があるだろうということも思っております。

そこで、先ほどの話になるわけでありまして、平成25年の4月に中川村定住促進・地域活性化のための基本計画というものを策定しております。この中で言われておりますのが、1つは、情報交流拠点としての機能である道の駅、川の駅、こういったものを検討すべきであろうということ、それから観光案内所、案内人の設置を有償ボランティアの利用——利用といいますか、有償ボランティアの皆さんの活用などをしながら、こういったことを置いていく必要があるだろうということがまず1つ目に指摘をされております。

また、2点目には、具体的に道の駅というふうなものを構想しているわけではないんですけど、チャオ周辺地域の土地を利用する案が、平成27年度にチャオ施設エリア全体の活性化構想、中川村—美しい広場、仮称でありますけれども、こう題しての提案がされております。

何度も繰り返しになりますけれども、チャオ周辺につきましては、天竜川が一番近い、しかも堤防を越えれば天竜川の河川内に下りることもできます。今は堤防整備で対岸のやなは撤去されておるようでありまして、かつてはそこに実際に天竜川で唯一のやな場があったというような環境でありまして、川を眺め、自然を満喫してもらえる場所であるというふうに思っております。

農業観光交流センターに立ち寄る人、農産物の加工施設つくっちゃオに加工品を買い求める人、日用品や地場の農産物をチャオに求める人、堤防で遊ぶ親子などがちょっと足を延ばして天竜川の流れ、風景に親しめるようなところがあれば、私もいいなというふうに考えます。

地場センターとマルトシのすみ分けも整理できたところでもありますので、農業観光交流センターがJA片桐支所の跡地に開設することになり、新たにぎわいの拠点ができますので、人の集まりを見ながらチャオ周辺活性化検討会で議論をしていければよいかなあというふうに思っております。

ただし、コロナ禍の中で人の動きが現在止まっている状況もあります。施設を考えるときには、目的は当然なんですけれども、人の流れの調査は必ず必要になってくるだろうというふうに思います。活性化のためにこうあればという、そういった思いだけではなかなかうまくいかないというふうに思いますので、人の流れですとか、需要といいますか、こういったことなどを調査すること、こういったことを綿密にしていきながら、やはりこれについては、在り方としては十分考えていくべきであろうというふうに考えております。

○6 番 (中塚礼次郎) 今、村長のほうから考え方の話がありました。

開設の可能性について、検討というふうな機会をぜひ持って取り組んでいただきたいというふうに思います。

次に2問目の質問に入りますが、ドローンによる鳥獣被害対策ということで質問をしたいというふうに思います。

中川村での鳥獣被害への対策は、防護柵、わなの設置やくくりわな、猟友会の方々の御苦勞によって被害を最小限に抑えるための対応が取られ、鹿やイノシシ、猿などによる農作物への被害は一定程度食い止められている状況だというふうに思います。

しかし、農家が最も苦勞されているのが野鳥による果樹農産物に対する被害で、鳥による被害への対策だというふうに思います。

昨年、果樹への鳥による被害を受けられた農家の実態をお聞きいたしました。その果樹農家は、昨年の「ふじ」のリンゴの収穫量は30tということでありまして。そのうち鳥による被害を受けた「ふじ」は5tに及ぶもので、うちの3tはJAにジュース加工用として出荷し、その販売代金は、僅かと言ってはあれですが8万円だったと、また残りのうちの1tを自家用のジュース加工というふうに回し、あとの残りの1tは廃棄処分になったとのことでありました。冬の剪定作業から秋の収穫のために多くの労力を要し、丹精を込めて努力をしてきたこの結果に、大きな落胆をされたことというふうに思います。

行政として鳥による果樹等への被害の実態を把握しておられればお聞きをしたいというふうに思います。

○産業振興課長 ただいま御質問の件につきまして回答をさせていただきたいと思います。

具体的な数量等については当方のほうで把握は行っておりませんが、鳥による果樹等への被害につきましては、ここ数年の間で拡大傾向であるということは農家の皆さんからお話を伺い、認識してきております。

具体的な対策については、今の時点ではそれぞれの生産者の皆さんの対応となっており、先ほどお話のあったように防鳥網や爆音機、それ以外にも鳥よけのカイトなどが活用されているという状況です。被害対策に確実に効果があるというようなことは言えない状況であり、ロケット花火による追い払いは限定的であったり、周辺の止まり木となる樹木の伐採などは多額の費用がかかるなど、有効的な対策が見えていないというような状況であります。

○6 番 (中塚礼次郎) 今、課長のほうからお話がありましたように、鳥による被害防止策として爆音機だとか防鳥網だとか、被害防止のための様々な用具が使われてきておるわけですが、なかなか思うような効果は出ていないのが現状ではないでしょうかということで、そんな中でドローンを使った鳥獣被害対策が注目を集めており、ドローンを用いることで、コスト削減や作業効率など、たくさんのメリットが期待できるということで、実施している自治体もあります。

ドローンによる3つのメリットとして、1つには鳥獣の個体数や生息域の調査、2つには従来の目視や足跡やふんなどの情報から推測する方法よりも正確な情報が得られること、3つ目として労力の軽減です。

最近では上空からの操作だけでなくドローンで鳥獣を追い払うという試みがされているメリットがあって、追い払うといっても機体で追いかけて回すというのではなく、ドローンに超音波を発する特殊な機械を搭載して飛行させることで鳥獣を追い払い、この超音波は人には聞こえないために害はありません。また、超音波を発しないドローンでも飛行する音で野生動物が逃げていく例もあると言われ、飛行すること自体が鳥獣の追い払いにもつながるといってもよいと言われています。

ドローンを飛行させるためには航空法や道路交通法などのドローンに関わる法律についての知識を身につける必要があります、ドローンでの対策に取り組んでいる自治体として、神奈川県のかながわ鳥獣被害対策支援センター、長野県では小布施町や須高猟友会、J Aながので組織する小布施町農作物有害鳥獣駆除推進協議会が有害鳥獣駆除事業への活用を目的にドローンを導入し操作講習会を開催、長野県の地域発元気づくり支援金を活用して1台を導入して、有害鳥獣から農産物を守り、農家が安心して生産できるようということで取組がされております。

今後あらゆる面でドローンが活用され、農業面での幅広い活用がさらに進むものと考えます。

私は導入に向けた研究、検討に取り組むべきではないかというふうに考えるわけですが、行政としての考えをお聞きします。

○産業振興課長 ただいま御質問の中にありました小布施町の事例については、大変有効な内容なのかなあというふうに感じております。

小布施町や須高猟友会、J Aながのなどで組織する小布施町農作物有害鳥獣駆除推進協議会では、温度を感知するサーマルカメラが設置をされて、鳥獣の体温による居場所の把握を行い、附属のスピーカーから大きな音を発することで追い払いを行うという内容であります。

スマート農業の一環としまして、このようなドローンを活用した鳥獣被害防止対策は効果的であるか、運営体制をどのように行うかなど、課題の洗い出しと対応の検討につきまして、営農センターを中心に今後検討をしていきたいというふうに考えます。

○6 番 (中塚礼次郎) 今、課長のほうから営農センターも含めて可能性についての研究に取り組んでいってもらえるというふうなお話がありましたので、ぜひ、骨を折られて収穫を目前にしてのそういった被害をできるだけ防いで、張り合いを持って農家が農産物の生産に励めるような策として村としても取り組んでいただきたいということを希望いたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長 これで中塚礼次郎議員の一般質問を終わります。

次に、8番 柳生仁議員。

○8 番 (柳生 仁) 私は、さきに通告しました3問について質問します。

初めに「学校について」質問しますけれども、子ほめ条例の制定をということで質問してまいります。

子ほめ条例でございますけれども、最近の子どもは礼儀を知らない、いじめを平気でする、非行に走る等の批判をよく耳にいたします。

昔から子どもは叱るより褒めて育てと言われております。いろんな情報でも子どもは何気ない褒め言葉で育つと言われております。

I市では、地域ぐるみで子どもを健全に育てようという目的で、困っている人を助けたりスポーツ大会で優秀な成績を収めたりした場合など、褒めてあげる子誉め条例を制定したそうです。これは平成十数年の頃でございます。条例では、小中学校を対象に、地域住民及び学校長は善行を行った者または他の模範となる者を市長に推薦し、市長はこれを表彰するというものです。また、大人の努力規定として、家庭、学校、地域は連携して心身ともに健全な児童を育成するという目標に努めなければならないとあります。

日本教育新聞の紙面から、元栃木県中学校長会長の話で、先生はもっと子どもを褒めるべしと言っています。ややもすると教師は子どもの欠点に目が行き、よかれと思って「それじゃ駄目だ。こうするんだ。」「何回同じことを注意させるんだ。」などと短所を改善することに注意をしがちですが、この校長先生は、しかし、私はもっと子どもの長所やよさを伸ばす心がけ、プラスの言葉がけをすべきだと言っておられます。

一方、駒ヶ根市にあるクリニックが開業以来毎月発行している新聞から、患者さんの声から、褒められるのは、親が子を褒めることばかりでなく、親も子どもに褒められたいという気持ちがあるんだということであります。

また、不登校は1日3分の言葉がけで99%が改善できるとあります。

また、不登校の原因は心の栄養不足ということもあるようであります。

幾つか事例を紹介しましたが、中川村でも子ほめ条例を制定し、村長さんが表彰してくれたよというような子どもの笑顔あふれる村づくりをしてはどうか。教育長、村長の考えをお聞きします。

この子誉め条例は岡山県の井原市ありますけども、現在は人づくり事業にも取り組んでいるようであります。

お聞きします。

○教育長

子どもは褒めて育つ、子どもを褒めて伸ばすというような考え方には賛同をいたします。

脳科学者の茂木健一郎氏が次のようなことを褒められることについて述べられています。人間の脳は、誰かに褒められたり他人に認められたりするとドーパミンが湧き出て脳の強化学習が引き起こる。特に幼少期の子どもに顕著に表れる。こんな考えを言われております。また、どのように褒めるとよいかということについて、子どもたちが今までやったことのないことに取り組み始めたら、ぜひ間髪入れずにその行為を褒めてあげてください、それによって子どもの脳に奇跡を起こすことができるはずですとも言われております。

その場で間髪入れずに褒める、自分の拙い経験からもこのことが鍵だというふうに理解しておりまして、全ての子どもにそうした機会をつくり褒めることが学校においても家庭においても地域においても重要だというふうに考えております。

御質問の子褒め条例につきましては、表彰された子どもにとっては確かに励みになるでしょうし、また、こうした条例は啓発の意味も強いと思われそうですが、現在の多様性の中では全ての子どもの励みとなる機会にはなりにくいのではないかとこのふうにも考えております。

日常の中の取組として御指摘のありました褒めるということを大事にして取り組みたいということは考えておりますし、学校に対してもそのようにお願いをしておるところでございます。

今のところ条例を制定して取り組む考えはございません。

○村長

いろいろ教育の過程の中で、実は、個人的な話になってしまいますが、私の娘が中学校時代、バレーボール、運動クラブに所属しておって、その練習風景を見たことがあります。かなり叱られて、褒められているという状況を見たことがありませんでした。やっぱりこういうのっていうのはどうなんだろうなあというふうに思いますし、例えばアメリカやなんかだと、女の子でも、小さい子どもなんですけど、男の子と一緒にあってベースボールっていうんですか、一緒に楽しむっていうような、こういう光景っていうかがあって、そういう中からやっぱりいろいろ芽が伸びたり好きになっていくのではないかなあというふうなことも思いました。したがって、確かに褒めてっていうか、怒ってばかりじゃなくて長所を伸ばすっていうことに気づかせてやるという教育って非常に大事なんだろうなあというふうに思っておるところであります。

いろんな意味で、例えばいろんな行いを自然に、いいことといいですか、道徳的な意味でのいいことですか、そこまでいなくても自然な行動の中で例えばお年寄りに手を貸してあげるとか、こんな物が落ちていたと言って素直に交番に届けるとか、いろんな意味でそういうふうな行為が自然にできる子もいれば、今、教育長もおっしゃいましたけども、心の中でこうしなきゃというふうに思ってもなかなか行動に出せない子どもってやはりいると思うんです。クラスの中っていうか、子どもの中には。非常におとなしくて真面目な子どもほどこういうことが大きいのではないかなあというふうに思うわけでありまして、ぜひ学校ですとか、もちろん家庭で、やっぱり素直に行動に出せるような、そういう子どもの成長をゆっくりと温かい目でしっかりと見ていく、こういうことで子どもを成長に導いていくっていう、そういうことが非常に基は大事なんじゃないのかなあというふうに思います。

市によっては、大いにそういうことを行政としても——行政というか、民間から上がってきたことを進めていって全体に広めようという、そういう条例を制定している例もあるようでありますけれども、教育長も言われたとおり、今のところ条例を制定するという考え方を私は持っていないということでございます。

○8番

(柳生 仁) 条例をつくるっていうことは非常に難しいわけでありますけども、子どもに限らず、誰かに自分たちも何かしら褒めてもらおうと大変感じのいいものがあります。村長も、こうして村長をやっておりますして、村政うまくいっているねえと言われると決して気分の悪いもんじゃないなあ、そんなふうに感じますし、宮下さんのブドウは大変おいしいねとよく言われると思いますけども、こんな点についても大変うれしく思っておると思います。

中川村でも、私は東小学校しか行っておりませんが、校長先生がちょっと授業についていけない子と一緒に歩いている姿を見まして、本当にうれしく思います。これこそ、やっぱり子育ての教育だなあということを思っております。

また一方、子どもがちょっとしたルール違反で、大きな声でちょっと叱っているっていう、そんな大きな声を出すかなあちょっと思った部分もありました。ちょうどそういう場面に出くわしたわけでありますけども。

やっぱり褒める、村長が言いましたように、褒めるだけでは教育できないっていうことは十分に承知しております。しかしながら、やっぱり何かしら褒めてあげるといことはとても重要なことかなあ。例えばスポーツでも、確かに厳しい練習もしておりますけども、その後に監督はしっかり褒めているようであります。

青山学院の監督は、選手を叱らずに励ましておりました。もうちょっとだ、君はすばらしいよと、あれでもって勇気百倍でもって一層スピードが出たっていうことも聞いております。

褒め条例を申し上げましたけども、褒め条例は難しくても子どもたちに何らかの機会があったら褒めてあげるような仕組み、こういったものを考えることもこれからの子育てには大事じゃないかと思っております。昔はしっかり叱って根性を入れるんだというような時代がありましたけども、今は大分違ってきまして、褒めていくって

うことが大事かと思っておりますけれども、条例でなくても、何らかの形で、こんなことで褒めていくよってというような形がありましたら、お聞きします。

○村 長 条例ということではなくて？

○8 番 (柳生 仁) 条例じゃなくてもということです。

○村 長 具体的には、例えば、やっぱりというか、これは家庭とか学校でそれなりに取り組んでいただけるもんじゃないのかなというふうに思います。そういう意味で、学校やなんかでも、家庭っていうか、PTAでもそんなような機会を持っておりますので、ぜひそういう機会を利用してお互いに我々が勉強していかなきゃいけない課題だなあというふうに思います。

あとは、教育長さんのほうでもしあれば。

○教育長 議員も学校支援のほうに入っていたらいい学校の様子もよく御存じだと思われませんが、今の御指摘も大事な御指摘だったというふうに思います。

かつての教育では、やはり厳しさをというふうなもの、それが後々社会に出るために、そうした枠組みの中で求められる厳しさという捉えがあったと思うんですけども、先ほど来申し述べさせていただいておりますように、今、子どもたちの状況、あるいは家庭の状況等々、多様化しているという現実がある中で、子どもたちの成長を促していくもので一致しているのが、やはり褒めるって議員御指摘の部分ではないかというふうに思っております。とかく、多様性と同時に、なかなかうまくいかない中で叱られていくことが重なることによって、その子の自尊心っていうものが低くなっていく、そのためにその子の成長を妨げていくということが現在ではありがちなことでありますので、そういった点では、学校のほうでも基本的には褒めるということを大事にしておりますし、叱る、その後で褒めるってことは対応していただいているというふうに承知はしております。ですが、御指摘のようなことについては、これからの学校教育の中でも十分大事にしていけるように、まず学校のほうとも改めて共有をさせていただきたいというふうに思います。

○8 番 (柳生 仁) ぜひとも中川村の子どもたちを褒めて育てて、健やかに育つように、そんな教育をしていただきたいと思っております。

次に、HSC、人一倍敏感な子の取組についてお聞きしますが、HSCとは生まれつきとても敏感な子どものことで、感受性が豊かで他人の気持ちによく気づく一方、周囲の刺激に敏感で傷つきやすい人一倍敏感な子どもを示す言葉であり、今では5人に1人存在すると言われておるのが実態のようであります。周囲の無理解に苦しむケースも多いと言われております。

周囲の無理解ということもありますけれども、HSC自体は障害や病気ではなくて、あくまでも心理的な概念なので医療関係者における認知度が低いということも認知度の低い要因とも言われております。

HSCは、他の子どもや先生の言葉、対応で敏感に傷つき、学校に通うことができなくなっているのが現状であるようであります。

学校関係者におけるHSCの認知度と学校での相談件数等はどうかお聞

きします。

○教育長

ちょっと改めてHSCについて説明もさせていただきたいと思いますが、HSCっていうのはハイリー・センシティブ・チャイルド、今お話のありました人一倍敏感な子ということ言われている子どもたちで、1990年、平成2年にアメリカの心理学者エレイン・N.アーロン氏が提唱したものだというふうに承知をしております。日本では2015年、平成27年にその著書が翻訳されることによって知られるようになったそうであります。

大きく4つの特徴があると言われておりますが、1つは深く考える、2つ目は過剰に刺激を受けやすい、3つ目が感情の反応が強く共感性が高い、4つ目がささいな刺激を察知するという4点でありまして、今お話がありましたように海外の研究では5人に1人はいるとされているものでございます。それが生まれつきの気質として捉えられているために、病気や障害ではないことから医療の対象になりにくく、そうしたことで認知が進まないとも言われております。先ほどの4つの特徴からしましても生きづらさを感じさせるものがございます。

お尋ねの件であります、HSCにつきましては、学校現場ではまだあまり知られていない概念だというふうに承知をしております。私自身も1～2年前くらいに知ったばかりでありまして、しっかりと学ぶ機会もございませんでした。ということは、研修でもやはり取り上げられていないという現状にあります。

自閉症スペクトラムなどの発達障害の特徴と比べますと、感覚過敏などの過剰に刺激を受けやすいという点は似ておるわけなんです、自閉症スペクトラムなどは相手の気持ちが読めない傾向にあるのに対して、HSCは例えば友達が先生から叱られているのを見ただけで悲しくなって我が事のように泣けてしまうというような実態に出たりまして、感情の反応が強く共感性が高い傾向にあるということが分かります。こうした特徴に当てはまるお子さんも確かにいるというふうに思っております。

そういった点では、学校におけるHSCの認知度が極めて低い状況でありまして、相談対応件数についてはデータがございません。

ただ、様々な理由から特別な支援がお子さんは確かに少なくない状況でありまして、その対応とHSCへの対応は重なる点が多いというふうに考えております。まずお子さんをやはりありのままに理解する、安心して学校生活を送れることを大切にする、シンプルに言えばそういうことだというふうに思います。そうした指導、支援の姿勢については、既にいろんな支援を必要とするお子さん方がいるということで学校現場にはお願いをしているところでございますが、こうしたタイプのお子さんも確かにいるなというふうに思いますので、今の御指摘を踏まえて、HSCについても学校のほうにこうした概念を紹介しながら、子ども理解を多角的に行うための1つの視点として、学校、また保育園に対してもこうした情報を共有してまいりたいというふうに思っております。

○8 番

(柳生 仁) 今、本当に丁寧な回答をいただきました。

特にまだまだ中川村ではそういったのが見受けられないということでもあります。

ちょっと話がずれるかもしれませんが、前段申し上げました駒ヶ根のクリニックの院長は、子どもの頃、どうしようもない子だったそうです。でも、ある日、一生懸命勉強するようになって、今は病院の院長をやって立派に開業医として頑張っておるわけでありませう。

このことは病気でないので特段難しいかもしれんけども、ちょっと気をつけていただければそういった配慮ができるかと思っておりますので、今後、そういったお子さんがいらっしゃったら適切な配慮をお願いしたいと思っております。

次にマスクを着用し難い子どもの対策はってということで質問しますけども、コロナ下でマスクの着用が習慣化し、昨年の臨時休校が明けてからは学校現場でもマスクを着けることが日常となりました。

しかし、発達障害や感覚過敏な特性がある子どもたちの中には、マスクが肌に触れることがつらかったりとか、着用する必要性が理解できなかつたりとか、当たり前に対応できないケースがあるようであります。

新型コロナウイルスの拡大が続く中でどのような対応や配慮が必要になるかということでもありますけども、発達障害のある人の保護者や家族を対象に——これは中川村ではありませんが、調査した結果、抵抗なくマスクできるが52%、我慢をしてマスクをしているが35%、着けることが難しいが13%で、約半数が我慢しておるようでもありますけども、中川村ではどのようなようになっているかお聞きします。

○教育長

新型コロナウイルス感染症の予防として、学校ではマスクの着用を基本としております。そのほか学校で実行している感染症対策につきましては、これまでの経過を踏まえても予防には有効であるというふうに捉えております。

議員御指摘のとおり、発達障害や感覚過敏などによりマスクを着用しにくいお子さんもいるというふうに承知をしておりますが、中川村の小中学校におきましては、今のところそうした理由でマスクの着用ができないというお子さんはいないようでございます。

もし、そのようなお子さんがいた場合には、無理にマスクを着用させるのではなく、例えば接触が少ないフェースシールドを着用するなど、別の選択ができるようにすることなども1つの方策だというふうに考えております。

WHOでも、発達障害等、マスクの着用に支障を来す者にはマスクを強制するべきではないとしております。

当然、発達障害や感覚過敏っていう事情だけではなく、マスクの着用が困難な場合もございます。マスクを強制しない配慮もしながら、そうした事情を周りの子どもたちにもしっかりと説明をして、その上で周りの子どもたちのマスク着用やソーシャルディスタンスを徹底するなどの全員で感染予防に取り組んでいくと、そういった姿勢で取り組みたいというふうに思っております。

○8番

(柳生 仁) 中川村のこういったちょっとマスクし難い子どもたちへの対応が現在はないけども、あった場合には適正にできると、またクラスの子どもたちにも何とかちゃんとはちょっとできない、我慢してねってというような適切な指導ができるって

うお話でございますので、大変うれしく思っております。全国的にもそういった事例もあるようでありますので、ぜひともそういった子どもたちにも同じようにできるようにお願いします。

次にシトラスリボンについて質問しますけども、初めに、テレビを見ている方にシトラスリボンって何なんだってということで、(資料掲示) こういったのを、うまく映るかわかりませんが、こういったものがシトラスリボンっていうものであります。

シトラスリボンでございますけども、コロナ下において思わぬ感染をして周りからよく思われないという情報を聞きます。シトラスリボンってというのはコロナ禍で生まれた差別、偏見を耳にした愛媛県の有志がつくったプロジェクトで、愛媛特産のかんきつにちなみシトラス色のリボンを身につけて、ただいま、お帰り、そういう気持ちを表す活動を広げております。リボンやロゴで表現する3つの輪は、地域、家庭、職場や学校を意味しております。

中川村は、日本で最も美しい村ですが、全ての人に優しさと思いやりの心を表すシトラスリボンの取組を始めてはどうか、またどのようになっているかお聞きします。

○教育長

シトラスリボンプロジェクトにつきましては、現在、長野県でも取り組んでおりますし、近隣の市町村においても行政発信の取組や団体発信の取組など、様々な形で広がりを見せているというふうに承知をしております。

当初、感染された方や検査を受けた方などに対する誹謗中傷を受ける事態が報道されて心を痛めたわけでございます。

シトラスリボンプロジェクトは、誹謗中傷しないということにとどまらず、感染した方や医療従事者がそれぞれの暮らしの場所に「ただいま」「お帰り。」と安心して帰っていける、そういう雰囲気づくり、思いやりがあり暮らしやすい社会を目指すことを目的に始まったということで、御紹介のとおりすばらしい取組だというふうに思っております。

このプロジェクトのホームページの発信に次のような言葉がございました。

私たちが目指す『ただいま』『おかえり』っていいあえるまち」は、誰かが命令したり、むりやりに決まりをつくったり、たくさんのお金を使ったりしても、なかなかつくるのが出来ません。でも、思いやりの気持ちでお互いに助け合うことは、誰にでも出来ること。だから私たちがいちばん頼りにしているのは、まちに暮らしているみなさんひとりひとりです。

こういう言葉でございました。この言葉にも感動いたしました。

中川村の皆さんにつきましてもこうした思いを持っていると信じておりますし、中川村でも取り組まれるとしたらすばらしいことだとも思っております。しかしながら、その動きは誰からでもよく、むしろ思いを持った方のその思いがあふれ広がっていくことで、より実りのある取組になるのではないかというふうにも今考えております。

ちなみに、学校におきましては、このプロジェクトとは違ったアプローチになりますけれども、感染者が出たことを契機に、先生、子どもたちが一緒になって向き合っ

てこのことについて考えまして、よい時間が持てたというふうにも承知をしております。

保護者の皆様にもそうした発信をしておるところでございます。

○8 番 (柳生 仁) 今、教育長から、シトラスリボンの在り方を十分理解いただけておって、うれしく思っております。

このことは、自分でくるくるひもを丸めて縛れるっていうことで、ちょっと面倒な縛り方なので、ネットで見ても何とか分かるんだけど、うまく縛れんなあっていうようなことがあります。今、教育長は誰かが始めちゃっていうような御意見でございましたけども、できれば公民館とか社会教育、また学校の授業やなんかでも、ひもを持って行ってわっぱに結んでみるっていうことも大事じゃないかと思っております。

ちなみに、飯田市でもボランティアのグループの衆が水引を使ってシトラスリボンを作ろうっていうようなイベントもあり、そこで参加者が作ったやつの幾つかを困っているところに送ろうかなんて、こんなことも始まっております。

中川村でも、今、誰かがって言っても、なかなか、じゃあ俺が始めるわっていうことも難しいんで、その株口として公民館とか社会教育、こういったところで取り組むと取っつきやすいのかなあと、また、ひもの調達なんかも分かりやすいかなあと思いますが、そこら辺をもう一度お願いします。

○教育長 今の御質問ですけれども、確かにこれを知っているか知っていないかっていう状況もございますので、こういう取組についての紹介については機会を捉えてしていくようにはしたいというふうに思っております。

特に学校につきましては、また子どもたちの活動になる可能性もありますので、紹介はしていきたいというふうに思います。

○8 番 (柳生 仁) ぜひとも、差別っていうのは子どものうちから差別のない環境がより健やかな子どもが育っていくと思っておりますので、対応をお願いします。

次に「農業について」質問してまいります。初めに別段面積についてということで、中川村の下限面積は現在 30 a となっております。

全国的に農地の活用が大きな課題となっており、少しでも農地の活用を生かすために 1 a 未満で別段面積を設定した地域が 155 市町村あるようであります。そのうち 89 市町村は最小面積が 0.01 a を設定しており、その要因は空き家に付随する農地とセットでもって取得した場合には特例として認めておるようであります。

中川村でも移住された方が兼業農家の形で少ない面積でも農地が持てるかっていうことを質問したいわけでありまして、例えば 10 a でありますけれども、時代に合った別段面積をどのように考えているかお聞きしたいわけでありまして。

ちなみに、中川村でも特例として小さい面積でも対応できるっていうことも聞いておりますので、よろしくをお願いします。

○産業振興課長 では、別段面積についてお答えをさせていただきたいと思っております。

農地を売買、贈与したり貸し借りする場合には、農地法第 3 条の規定に基づきまして農業委員会の許可が必要となってまいります。その許可基準の 1 つに下限面積要件があります。

農業委員会では、令和元年 11 月の 1 日から、住居に附属する農地を取得するに当た

り、一定の要件を満たす場合、この下限面積を通常の 30 a から 1 a に引下げを行いました。これは、売買が難しい空き家に附属する農地や既存の住宅に附属する農地について、住居とセットで農地を取得しやすくすることで農業に興味がある移住・定住者や村内在住者の就農を促進し、休耕などで利用されていない農地の有効活用や遊休農地の解消を図ることを目的としたものであります。

下限面積とは、経営面積があまりにも小さいと生産性が低く農業経営が効率的に継続して行われなことが想定されるため、許可後に経営する農地面積が一定以上にならないと許可できないとするものであります。この下限面積は農地法で定められており、地域の平均的な経営規模や耕作放棄地の状況などから見て、その地域の実情に合わない場合には農業委員会で別段面積を定めることができるということになっております。

以上から、改めてでありますけれども、農業委員会では地域の実情に合った下限面積として村全域で 30 a、住居に附属する農地で適用要件を満たすものについては 1 a、100 m<sup>2</sup>と設定をまいりました。

○8 番 (柳生 仁) ただいまの説明までは十分承知しております。

ちなみに、ある方が役場へ行って、農地をちょっと取得したいっていうことで行ったときに、やっぱり一定面積が確保できないこと、また、その場所が、この後出てきますけれども、耕作放棄地でもって荒れておって使い物にならない土地とか、そういった場合には、農地を取得しても「何をやるの？ここで。農業できるの？」っていう部分になってくるわけです。やはり、前段で書いてありますけれども、兼業農家的に、そういった地域へ入った方が、たとえ 10 a であっても農地を持てる仕組み、今言った住宅に付随したところは 100 m<sup>2</sup>でもいいよっていうことでもございましたけれども、そうじゃない場所でも農地を借りて農業したいということでもございます。こんなことを議論しなんで聞けば世話のねえ話ですけども、そういう問題じゃなくて、やっぱりきちんとすべきかなあと思っております。そういった場合において、来た方が新規就農とまでいかななくて兼業農家的に農地を使える仕組みでいくと別段面積の 30 a までいかななくても対応したっていう場合があるわけでありまして、そこら辺の何か仕組み、ちょっと時代に合った別段面積の在り方、特例になりますかね、そこら辺でちょっと考えられないかお聞きします。

○産業振興課長 今お話の件でありますけれども、農業委員会の中では、今、住宅に附属する荒廃農地の取得ということで数件、この改正以降お話が来ております。その中では、住宅に附属している農地をどのぐらいの範囲まで見るかという部分もございまして。必ず近接していなければいけないとか、そういうことに限ってはおりませんので、耕作の範囲をどの範囲にするか等、細かな条件を見ながら農業委員会で認可をしているという状況であります。

ですので、そういう課題がある際には、ぜひ御相談をいただいて、適切な説明ができるような農業の耕作状況、農地の条件等を具体的に教えていただきながら、農業委員会の中で適切に審査が行われればというふうに考えています。

○8 番 (柳生 仁) 今の説明の中では、住宅に付随しなくても何とかなるよと、そんな話でございましたので、今後そういった対応に取り組んでいきたいと思っております。ぜひとも小さい面積でも使っていただければありがたいなと思っております。

次に耕作放棄地利用と対策について質問してまいりますけれども、農地の荒廃化は、年1回、農業委員会が調査をしておりますけれども、年々進んでおり、今後の農業、農地の在り方が大変心配されております。

荒廃農地を整備するには一定程度の費用がかかりますし、草を刈って樹木を倒し重機等で開墾するためには費用がかかるわけでありまして。これは地主の問題じゃなくて、どなたかが使うわけでありまして、こういったときに若干の補助ができるのかなあと。

また、現状の田畑に戻すことができない農地については、地地主にどのような指導をされているか、情報を伝えているか、こんなことをお聞きしたいわけでありまして。

荒廃農地については、地主さんもどうも困っている状況じゃないかと、こんなふうにも思っております。

農地から地目を外せば、これ土地家屋調査士に聞きましたけれども、1筆2万5,000円くらいで外せますよと、こんな話がありました。

前段も言いましたけど、遊休荒廃地をお借りするっていうと、この荒廃地でもって農業ができるんですかっていうことになってしまっていて、そこがうまく進んでいかないわけでありまして、遊休荒廃地を農地から外すことなどへの対応はどのように考えているか、外せば荒廃農地が減るんじゃないかと思っておりますけれども、対応をお聞きします。

○産業振興課長 ただいまの件でありますけれども、まず補助的な部分についてお答えをさせていただきたいと思っております。

荒廃農地の再生使用につきましては、村単独事業としまして農地再生支援事業補助金がございます。これは、高齢化、後継者不足などにより荒廃化した農地を再生し有効活用するため農業者が実施する荒廃農地の再生に対して補助金をこうするというものであります。対象経費となるのは、障害物の除去、深耕、整地、土壌改良、作付、その他荒廃農地を再生するために必要と認められる経費に対し、10a当たりの事業費が10万円以下のものに対象経費の2分の1以内を補助しております。これについては、毎年1件程度ずつぐらいの申請があり、荒廃農地の解消と担い手農家への農地集積が進んでおります。

また、県の農地中間管理機構を活用した農地再生事業がございますけれども、1ha以上のまとまった農地であることが必要であることから、使い勝手の面から村単事業にて実施しているというのが現状であります。

次に農地の地目のことについてでありますけれども、田畑に戻すことができない農地について、農業委員会では、山林沿いの荒廃農地など、要件を満たすものであれば非農地証明を行い、それにより農地からの地目変更が可能となる場合があります。山林沿いの森林化が進んでいるような農地は、耕作者の負担等も考慮すれば、このよう

な手段も必要と考えます。ただし、あくまで地目変更登記は個人で行うこととなります。

ちなみに、荒廃農地の再生についてでありますけれども、去る2月の26日に農業委員会の皆さんが荒廃農地解消事業に取り組んでまいりました。柏原地区で荒廃した農地の木の伐採や廃タイヤなどのごみの除去等を行って、整備の地には地域おこし協力隊の隊員がリンゴの作付を行うことで農地の再生を図るといったような取組も進めてまいりました。

○8 番 (柳生 仁) 荒廃農地の再生に、今、支援があるっていうことで、ありがたいわけでありまして、また農地に復活できないところは地目を外せるっていうようなお話でございましたので、少しずつでも取り組んでいきたいと思っております。

次に農機具の購入補助ができないかっていうことでございますけれども、法人なんかが農業の高齢化に伴う現状を少しでも遅くしようっていうことで、活性化しようっていうことでもって機械化に取り組んでおりますが、コンバイン、トラクターなどは非常に高額なもので、法人でも買うに苦労しておると聞いております。

以前にも質問しております遠隔操作の草刈り機などは、その町村では行政が半額補助して導入した経過を紹介しております。

中川村でも、個人は別としても、法人が大型機械の導入をする場合なんかにおいて、コンバインなどでございますが、何らかの補助があるかどうか確認いたします。

○産業振興課長 農機具の補助についてでありますけれども、まず村で行っている事業であります、担い手農家が大型機械等を導入する支援としましては、平成30年度に村単の農業担い手支援事業を創設し、認定農業者や法人などが取得する大型機械、施設等の導入に対しまして対象経費の2分の1以内、100万円を上限として補助を行っております。これまでに15件、1,446万7,000円の補助を行ってきています。これは国庫補助事業の上乗せ補助にも適用されており、遠隔操作の大型草刈り機の導入などにも補助金の活用は可能であると考えております。

他の補助事業としましては、中山間地域直接支払事業において、組織でリモコン式草刈り機を購入し、地域の草刈りを担うなどの方法も考えられます。このような補助金を活用することを地域の組織等に御提案していきたいと思っております。

また、国の補助事業でも幾つかのメニューがございます。ただし、かなり要件等が厳しい状況でありますので、これに合致するには幾つかの要件を設定したり、目標達成を行ったりとか、国の補助事業を活用して、その目標を達成しているかどうかというようなかなりハードルが高い状況ですので、村の補助事業を最優先で考えていただいて、国の補助事業が必要である場合には、また御相談をさせていただくというような対応をしております。

○8 番 (柳生 仁) 村単独の補助でもって100万円の上限で2分の1という話でございましたけれども、コンバインやトラクターは非常に金額が高くて、数百万円単位、コンバインなんかは500万円、600万円、700万円と大金になるわけでありまして。法人が購入するにも非常に苦労しておるわけでありまして、ただいま国の補助が何かあ

るってというような話でございましたけども、そういったのをぜひとも導入し、法人が安定経営をしてこそ地域の法人としてこれから担っていくわけでありますので、ぜひとも、そういう点についても話がありましたらしっかりアドバイスをし、使用していただきたいと思っております。

次に野生鳥獣の被害状況ってということで質問しますけども、昨年でございますけども、長雨とか干ばつとか、また害虫被害とか野生鳥獣被害とか、前段もありましたけども、農業にとってはあまり豊作と言える年でなかったように思っております。

ある果樹農家が、ああ、これでもって今年の消毒は終わりかなあなんて思っておったところ、行ってみたらリンゴは大変虫の被害が多かったということで、えらい目に遭ったと、収入は半分だなんて話を聞いたことがあります。

令和3年に向けて農業情報などについてどのように検討されるかお聞きしたわけですが、特に難しいのは猿対策でございますけども、おりに入った猿にセンサーをつけるような取組が行われているかどうか。ぜひ行っていただきたいわけでありませう。現在、飯沼地区にも大きな群れがおります。

農家にとっては昨年のような異常気象は致命的であります。令和3年に向けて農業に対してのあらゆる異常気象の情報等の発信はどのように考えているか、霜情報などはいただいておりますけども、こういう異常気象では害虫が出るよ、獣が出るよ、こんな情報をどう考えているか、気象庁の気象情報の下に、村でもしっかり勉強して村独自の気象情報が流せないかお聞きします。

まず、令和2年産の農作物の状況についてであります。

果樹を中心に、昨年7月の長雨による不作が大きく響く年となっております。

また、野生鳥獣被害については、地区営農組合を通じて情報の収集を行ってきており、被害の大きな箇所については村の有害鳥獣駆除対策協議会を通じまして猟友会の協力をいただきながら対応を行ってきたという状況であります。

猿へのセンサー設置による追尾につきましては、これまでの上伊那鳥獣協議会の協力をいただきながら実施をしてきております。村内におきましては、大草の里山周辺部、片桐の段丘林を中心に猿の移動がされている実態を把握してきております。

以上のような情報収集や対応を図りながら、野生鳥獣や異常気象による農作物被害について、本年も春先の凍霜害対策などから始まり、営農センター幹事を中心にして対応策の検討や営農センターだよりの発行による啓発活動によりまして、幹事間での勉強を図りながら被害軽減を図る取組を進めていきたいというふうに考えております。

○8 番 (柳生 仁) 猿のセンサーの対応は行っておるといふふうには聞きましたけども、まず猿がどこにおるか場所が分かったら、そこへ行って猟友会の方々が脅して、またおる場所が分かたら脅してという、しっかり脅して奥山へ追い返すことが重要と聞いております。猿に聞いたわけではありませんけども、猿たちは何で俺がここにおることが分かるんだ、そんな心配が出てくるようであります。なので、事前に先回りしてきたところへ行って、殺すばかりじゃなくて、脅して奥山へ返すと、こんな仕組みが大事だと聞いておりますけども、そういった対応はどのようになっていますか。

お聞きします。

○産業振興課長

現状の対応としましては、今、議員のおっしゃられましたように、猿が出たということで御連絡をいただいて、職員が現地へ赴きましてモデルガンやロケット花火で追い払いを行っているという状況です。

ただし、御連絡をいただいて現地へ行っても、もう既に現地からはいなくなっているという状況が大半になります。センサーをつけた猿がそのように出てくれば何かしら対応あるのかもしれないですけれども、センサーをつけていないような猿がほとんどですので、そういった形で、行ってももういないということになっております。

ですので、ふだんから住民の方たちにも御協力をいただきながら、猿を見たら追い払うというような体制づくりを営農センターだよりなどで啓発を行いながら、地域の皆さんに御協力をいただいて対策ができるようなことが必要なあとというふうには考えております。

○8 番

(柳生 仁) 今、せっかくセンサーがついた猿が分かるようならば、そういった事前に追い払っていくことによって猿に脅威を与えるっていう仕組みがいいのかなあと思っております。

ロケット花火は単発で、なかなか猿に効果があるような、ないような、実際はないほうですかね、あまり。

自分も北山方飯沼線の途中で行き会うんでパチパチ音をさせて追い払いますが、自分たちが行ってしまうと、また返ってくるっていう繰り返しだと思っております。

ぜひ、猿の首にセンサーをつけた集団の近くへ行ったら脅すと、そして猿がとにかく俺たちの行くところは脅されるんだってという脅威を与えるような対策を考えていただきたいと思っております。

次に3つ目の「地方移住への推進の取り組みを」ってということで、的を絞った自治体の戦略が鍵ってということで質問してまいります。

コロナ禍を機に地方移住への関心が高まっております。

総務省の報告では、昨年7月から5か月連続で東京都の転出者が転入者を上回り、脱東京の動きとして注目をされています。しかし、これをもって地方移住が進んでいるっていう見方は早計と思っております。現実には、転出先は近隣の県にとどまっております。

首都圏を越えた移住の流れを加速させるには、移住を断念する理由を考える必要があります。移住希望者のニーズを的確に捉えて選択肢の1つとなることが移住者獲得の第一歩となります。

関東学院大学の牧瀬稔准教授は「地方圏が移住先として選ばれるためには、脆弱である要素をすべて改善するのではなく、何かに特化すれば、東京圏とそん色がなくなる」と言っております。

愛媛県西条市では、子育て世代を中心にターゲットを絞り、参加者の要望に合わせた完全オーダーメイド型の無料体験ツアーなどを展開し、実績を上げております。

西条市に直接電話でもって聞き取りしたわけでありませうが、対象者は1組単位で行

うというふうであります。以前にバスツアー方式を行ったようでもありますけれども、うまくいかなかったということで、旅費、宿泊費、食事は無料でもってホテルを紹介すると。

それから、体験ツアーの内容でありますけれども、保育園、学校、スーパーマーケット、病院などを紹介すると。特に観光地には行っておらないようであります。

また、移住者については県外者に限るということで、空き家バンク、不動産屋の紹介をするということでもありますけれども、リフォーム費用は60歳未満でもって200万円、子どものいる世帯では400万円でありますけれども、2分の1は県が補助するとあって、県を挙げて地方移住に取り組んでおるようであります。

仕事については大きな課題で、人材バンクやハローワークを紹介しておるようであります。

また、農業をしようとする方には農家の実態を見ていただくと、そんなことであります。

西条市の取組でありますけれども、2017年から2019年までに947人と実績を確実に挙げております。

中川村においても令和3年度の予算で地域おこし協力隊お試し版が予算化されておりますので、ぜひとも西条市の成功事例を参考にして取り組んでいけないかお聞きいたします。

○村 長 地域おこし協力隊のお試し版につきましては、令和元年度にも実施をさせていただいております。議員にも御協力をいただいたというか、積極的に取り組みいただいたところでもあります。8人の方に参加をしていただいております。開催の目的をあえて申しますと関係人口の創出や地域おこし協力隊の募集で、1泊2日で陣馬形山やフリーでの村内見学を行い、夜は地域おこし協力隊などとの親睦会の開催、宿泊は村内での分宿というような格好で行ったところでもあります。結果として1人の方が、現在、地域おこし協力隊として活動していただいておりますし、また、もう一人の方はすぐ隣の町村に移住をされました。

令和3年度にも地域おこし協力隊のお試し版を行う予定でございます。その企画は元年度のお試し版に参加し地域おこし協力隊になった方に行っていただく予定で、企画をしていただく予定であります。移住者、参加者の目線で募集、企画をしていただくことになっております。

今、西条市のお話をいただきましたので、こういったこともぜひ参考にさせていただきたいというふうに思っております。

ただし、必要な経費については御負担をいただくこととなりますので、単純におもてなしにならないように、ふだん着の、といいますか、あるがままの姿の中川村をやっぱり知ってもらうのが一番いいのではないかなと、そういうふうな機会にしたいというふうに思います。そういうことをすることによって、協力隊とならずとも、いずれは関係人口の1人というふうになる中で――いずれはっていうか、その先には移住をされる方も出てくると、こういう目で見ることがあるんだろうなというふうに

思っております。

地域のにぎわいですとか活気は、移住・定住人口のみではなくて、地域に関わる方々の多さが大切だということにも言われておりますので、多様な関係者がいることで住みよい豊かな地域が生まれるものというふうに思っております。

全国的に人口減少の中で、村の人口減少を食い止めるということは非常に難しいわけでもありますけれども、人口減少に合わせた教育、福祉、生活環境などを充実していくことにより定住施策をさらに進める必要があるだろうなというふうに考えております。

また、関係人口の拡大、創出を進めることにより、中川村の魅力を感じて自然と移住者が増えてくるのではないかと、こういうような期待も持っておるところであります。

○8 番 (柳生 仁) 前向きに考えていただいておりますし、平成元年のときの取組が私は成功だったのかなあと、切りのない話でございますけれども、移住者ができたということの話を聞きましてとてもうれしく思っておりますし、今年のことでもぜひとも期待をしております。

もう一点、村長にお願いしたいことは、県の町村会長会へ出向いたときに、西条市の事例、県も一緒になって地方移住を考えているんだってということの取組を紹介していただき、できるだけ移住者の負担が軽減できるような仕組み、西条市では県が半分ついでということ子育て世帯には400万円という大金でありますので、ぜひともお願いしまして、質問を終わります。

○議 長 これで柳生仁議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。再開は午後1時10分といたします。

休憩。

[午前11時48分 休憩]

[午後1時09分 再開]

○議 長 会議を再開します。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

3番 松澤文昭議員。

○3 番 (松澤 文昭) 私は、さきに通告した一般質問通告書によりまして一般質問を行います。

昨年12月定例会において「中川村消防団組織のあり方と消防団活動の今後の方向づけ及び消防団改革について(P a r t 3)」ということで、中川村消防団員の定員及び任用等に関する条例及び中川村消防団規則の規定において現在の消防団活動の実態とかけ離れた規定について議論を行い、条例及び規則については実態に合わせた見直しが必要であるとの回答をいただきました。

次に、消防団員からの要望、意見について村長の認識及び村としてどのような改善案を検討しているか議論を行いました。

消防委員会では村ポンプ操法大会を来年度以降取りやめる方針が示される中、水出

し訓練の方針及び団員の待遇改善及び新入団員の勧誘方法についても議論を行いました。

また、防災マニュアルの必要性、退団年齢の延長に関する村の方針、中川村消防団の訓練出動状況が郡下でもトップクラスである状況を踏まえて、村の対応、その他団員の要望に対する村の改善案についても議論を行いました。

今回の定例会においては、引き続きということで「中川村消防団組織のあり方と消防団活動の今後の方向づけ及び消防団改革について（P a r t 4）」ということで、消防団の地区協力金、消防団参与、特別消防団、女性消防団、消防団員の安全基準及び安全対策、消防委員会等について村の考えをお聞きしたいと思うわけであります。

まず、地区の年末総会において、昨年10月に発生した住宅火災について幾つかの要望がありました。今、地区として対応しなければならない点については対応を行っておりますが、村に対しての要望がありましたので、次の2点について、まず村の見解をお聞きします。

1つ目として、火災当日、防災無線の火災発生の通報が屋内にいた人は聞こえたが、屋外にいた人は聞こえなかったという地区からの指摘がありました。この点につきまして村の見解をお聞きしたいというふうに思います。

○総務課長

まず、お尋ねの火災であります。昨年10月24日に柳沢地区で発生した民家の火災でございますが、ちょうどこの当日は、役場庁舎の空調設備の改修工事のために7時から15時までの間、防災行政無線を含む行政系の全ネットワークが停止をしておりました。このことは事前に分かっておりましたので、上伊那広域消防本部と協議をした上で、万一の際には消防本部から村の担当職員に直接連絡を行って、その一報を基に職員が手動で放送をするという体制を取る旨を相互で確認をしていたところでございます。

残念ながら、そのような事態が発生してしまったわけございまして、職員が手動で放送をいたしたところでございます。

一方、屋内でのことではございますが、多くの御家庭で設置をさせていただいておりますいわゆる音声告知端末につきましては、エコシティ・駒ヶ岳のネットワークでありまして、役場の行政のネットワークを通していないために、消防本部から直接、告知放送が流れたということではございます。

通常であれば防災無線と音声告知は連動して放送されるわけですが、このような経過から、当日は双方の放送に約10分程度の時間差が生じたために屋内では聞こえ、屋外では聞こえなかったという御指摘になったのかというふうに思われます。御心配をおかけし、大変申し訳ございません。

今回は、まれなケースとはいえ、当然起き得る事態でもございます。今後、どうすれば、より同時進行的な放送ができるか、関係機関とも検討を行ってまいりたいというふうに思います。

また、こういった放送の際には、緊急放送であることが分かるように冒頭にサイレン音を入れるなどの工夫もしてまいりたいと思います。

○3 番

（松澤 文昭） たまたまといいますか、ちょうど調整をしておるときに火災があったということでありまして、今、後段に話がありましたように、やはり火災があったときに初期消火っていうのは、後ほども言いますけど非常に重要だと思いますので、地元の人たちが消防車の来る前に初期消火をするっていうことは非常に重要だと思いますので、そういうときにはどういうふうに早急に伝えるかというような体制づくりにつきましては、改めて、今、後段、話があったわけでありまして、お願いをしておきたいと思うわけであります。

もう一点は、住宅火災においては、今申しましたように初期消火が非常に重要だというふうに私は考えております。皆さんもそう思うと思いますけれども。初期消火においては、消防団が駆けつけるまでの地区の住民による消火活動が重要になるということではあります。

特に消火栓からの消火活動、放水が初期消火においては重要なポイントになるわけでありまして、今回の住宅火災においては、1栓、1つの栓だけ放水をしたときにおきましては水圧があったけれども、2栓の放水を始めると水圧が全くなってしまったということで、初期消火の態勢が取れなんだというような状況になってしまったという話がありました。

初期消火におきましては最低でも2栓の放水ができなければ消火対応が難しいというふうに考えるわけでありまして、この点について村の見解をお聞きしたいと思っております。

○総務課長

今回の火災発生現場であります。上水道の水圧が非常に構造上どうしても低いところではございまして、周囲にある複数の消火栓から一斉にといたしますか、同時に放水をしよういたしますと、それぞれの消火栓の圧はやはり満足に出ないという状況でございました。このような現象は、村の地形ですとか民家等の配置から考えますと、大変心苦しいところではございますが、現状では致し方ないことと申し上げざるを得ないところでございます。

火災当日は、消火栓からの放水のほかに近くの地下埋設型の防火水槽とため池のそれぞれから給水して放水に当たったとございまして、

できる限り多くの水利を確保していくということは大変重要なことと認識をしておりました。そのために以前から各地区ですとか水利組合の皆様へ御理解をいただきながら河川や水路の改修、あるいは消火栓、防火水槽の設置などを進めさせていただいております。すぐに抜本的な対策は難しい部分もございまして、可能な限り努力をしてみたいと思っております。

○3 番

（松澤 文昭） 前段も申しましたけれども、初期消火っていうのは、やはり消火栓っていうのが一番重要だなあと私は思います。といいますのは、私自身はちょっと距離が離れておりましたので、私が行ったときは住宅にもう燃え移っておったんですが、一番最初に到着した方の話を聞きますと、到着したときは住宅に移っておらず、そばの小屋に移った程度であったということです。そこからもう初期消火が始まったわけでありまして、あの日は強風が吹いておりましたので恐らく本宅には移つ

たと思いますけれども、強風が吹いておらなければ、消火栓が2栓使えれば、もしかしたら住宅には移らなかったということも考えられるわけでありまして、そういう点を考えると消防団が来る前の初期消火というのは非常に重要な点だと思うわけでありまして、

そういう意味では、確かにあそこところは高台で消火栓の水圧はないんだかもしれませぬけれども、それも含めて、住宅火災っていうのはやっぱり1分1秒が非常に重要でありますので、山火事なら余裕を持って対応できますけれども、住宅火災は、そういう点では地区の住民の全くの消火栓を使った初期消火が大事だと思いますけれども、その点について、せめて2栓が出せるような体制をつくるのが大事かなあと思うわけでありまして、その点についても一度お聞きしたいと思います。

○総務課長 上水道の配水管を利用して使う消火栓という構造上、水道施設の改修と併せての対応になるかというふうに思います。先ほども申し上げましたが、可能な限りの対策は考えてまいりますが、そういったことで水道事業との関連もございまして、御指摘の向きは十分考えさせていただきたいと思っております。

○3 番 (松澤 文昭) ぜひともお願いしたいと思います。  
たまたまあそこは水便がよくて、今、話がありましたように地下の貯水槽があるんですけども、それを使うには小型ポンプをわざわざ出してきて、そしてエンジンをかけてやらないと、ということになりますので、初期消火の段階では、それはもう遅くなってしまいますので、初期消火は、やはり消火栓を使ったほうが一番早くできると思っておりますので、ぜひとも、それぞれの地区の中、村内の中を点検してもらって、2栓がそれぞれの消火栓で使えるような形につきましては検討をお願いしたいなあと思っております。

それでは違う点での質問に入っていきたいと思うわけでありまして、御承知のように全国で大規模な災害が発生しておるわけでありまして、消防団活動も多種多様化、そして複雑化しておるわけでありまして、消防団の役割、活動はますます重要になってきております。したがって、活動日数の増加も見込まれておることでもあります。

消防団からの要望でありますけれども、消防団の活動については本来の任務である消火・防災活動に専念をしたほうがいいんじゃないかというような意見もあったわけでありまして、

特に、その中でも防火水槽等の泥出し作業については、消防団が実施するのではなくて村が管理するべきではないかというような消防団からの要望もあったわけでありまして、その点について村の考えをお聞きしたいというふうに思います。

○村 長 近年いろいろな災害が起きておりまして、それ以外にも消防団は、予防活動として風水害のときには堤防の巡視、河川の見回り、こういったこともやっております。それから、近所の土砂崩れ、崖崩れがないかという巡視も行っておるわけでありまして、そういう意味では非常に任務が増えてきておることとはよく承知をしておりますけれども、やはり、そういった意味での防災活動というふうに捉えていただいて、も

ちろん第一には消火という大きな目的がありますけれども、そういうところで頑張っていたきたいというのが考え方でございます。

防火水槽の泥出しに関してであります、1つは、団員の皆さんが水利の状況を把握する1つの機会にはなっていないかなという思いを持っております。これは、今お話がありましたとおり、地区によってはなかなか整備が、貯水槽なり消火栓も至るところにというわけにはまいりませんものですから、そういう意味では近隣の皆さんの近いところでの命と財産を守るための防災資源だというふうにも考えられるわけでありまして、まずは地区、地域で消防団と意見交換をしながらお考えいただけないかというふうに思っております。

そういう意味で、地元でとても泥出しとかに対応できないよと、場合によっては物すごく泥がたまっていたりしますから、これはとても人力では手に負えないという場合もございましょう。そういった場合には、重機等の借り上げ、こういったこと、または建設業者への請負料金等に対しては、消防施設整備補助金、こういったものもございまして、ぜひ活用をしていただければというふうに思っております。

○3 番 (松澤 文昭) この質問につきましては、実は前段申しましたように団員の要望を踏まえて質問をしたわけでありまして、実は、泥出し作業以外でも、お祭りの件だとか、いろんな話が出てきたわけでありまして、今、村長が言われたとおりでありまして、私は個人的には、将来の消防団組織を考えたときには、地域のコミュニティーを守る組織として活動することが地域に認められ、そして消防団組織のむしろ維持につながるというふうに考えておられて、そういう私は個人的な考え方を持っております。したがって、この点につきましては後ほどまた議論をしたいというふうに考えておるわけでありまして、

それで、ちょっと具体的な質問をしたいと思うわけでありまして、消防団の地区負担金、協力金と呼んでおられますか、分かりませんが、これら、それから不入団者、村内において消防団に入団していない方の負担金、協力金としてこれも呼んでおられるかもしれませんが、これに関して村の考えをお聞きしたいと思うわけでありまして、消防団の地区負担金、協力金の経過と実態及び徴収目的について村はどの程度把握しているか聞きたいと思っております。

○総務課長 まず地区負担金といいますか、協力金であります、これにつきましては、それぞれの管内の地区の皆さん、総代さんと分団の幹部の皆さんとの懇談などの場におきまして、都度、協議がされて、相互理解の下に負担金、協力金といった形になってきたというふうに聞いております。それぞれの地区や分団の事情によって対応されてきたということですので、村として経過ですとか目的などについて承知はしておらないというのが実態でございます。

○3 番 (松澤 文昭) 今話がありましたように、分団だとか各地区の消防団によって負担金、協力金を取っておるところもあるし取っておらないところもあるということでもあります。果たしてこれでいいのかなって私は疑問に思っておるわけでありまして、中川村村民の中で一部は負担金を出しておるところがある、一部は出しておらないところ

がある、これでいいのかと思っておるわけでありすけれども、これに対して村の考えをお聞きしたいと思うわけでありす。

○総務課長 前段申し上げましたとおりに、それぞれの地区の事情といたしますか、相互理解の下に行われてきたものだというふうに思います。全部取るのがよいのか取らないのがよいのかというのも含めまして、そういった理解の下に成立してきたものかなというふうに思っておりますが、村としましては、決められた消防団活動を各部であり分団が行っていく上で、もし費用に不足があるんだということが理由であるんだとすれば、村として手当てをしていく必要があろうかというふうに思います。

○3 番 (松澤 文昭) 今の答弁、全く私もそういうふうに思っています、やはり村民の公平性から言って、取らないなら取らない、どうしても協力金が必要だということになれば全員から取るってことも1つの案でありますし、どうしても消防団として必要だとすれば村がその分を全部肩代わりするってことも必要だと思うわけでありまして、そこら辺、村民の公平性から言って統一したほうがいいんじゃないかと思うわけでありすけれども、そこら辺について村長の見解をお聞きしたいと思ひます。

○村 長 今、総務課長のお答えしたとおりに、松澤議員も方向は同じようなことをおっしゃっているんだと思ひます。できるのであれば、やはり、これはよく議論した上で、消防団が活動をする上で必要なものというのはきちんと手当てして、それに見合うものをお支払いするというのは当然ですから、これは消防委員会なんかでももんでいただいて、足りないところがあるとしたら、これはきちんと手当てをするというのは村が行うべきだと、私はそういうふうに思ひます。取るべきではないかもしれないというふうな、つまり、そういうことです。

○3 番 (松澤 文昭) ぜひともその方向で動いてもらいなあと思ひますし、ただ、すぐ動かないということになれば、今、協力金をいただいておりますので、やはり協力金を頂いた以上、消防団としても会計の公開がその地区に対しては必要だと私は思ひますけれども、そこら辺についての村の指導ってというのは考えておりますか。そこらのことについてもお答え願ひたいと思ひます。

○総務課長 現在の団、部の会計につきましては分団の段階で決算の報告をしておりますが、その中で報告はされているのだというふうに思ひます。ですが、取るようになった経過も含めまして地元と団の関係において行っておりますので、それ以上のところにつきましては、現時点ではまだちょっと申し上げられない状況でございます。

○3 番 (松澤 文昭) 今、考え方は大体一緒だと思ひますので、そんな点でだんだん進めてもらいたいと思ひます。

それで、もう一つ、不入団者、要するに地区に住んでおって消防団の年齢であるけれども消防団に入っていないという方についても、やはり負担金、協力金をもらっておるといふ団もあるということをお聞きしておりますけれども、この経過と実態について村はどの程度把握しておるか聞きたいと思ひます。

○総務課長 不入団協力金につきましては、消防団となり得る年齢もしくはこちらにお住まいという方が何らかの事情で入団できないという場合に、その方から分団が頂く不参加者

協力金というものというふうにお聞きしておりますが、いつから、なぜといった経過や金額については承知をしております。

また、協力金ということだそうでございますので、納付は強制をしていないということでありました。

多分、これは想像であります、昔ならみんなが入るのが当たり前とされていた時代に、ぜひ協力してほしいという、その思いがこういった形として表れたのかなあというふうに思ひます。

○3 番 (松澤 文昭) この点は慎重に考えなきゃいけないところがあつて、実は、一部の入団をしていない人からの話によりますと、消防団に入っていないので負担金を払っておると、それでも免除されておるんだというようなことを言う方もおります。これ、加入者といいますか、一面では消防団への入団を断る理由になってしまうところもあるわけでありまして、その点も踏まえて村としてどうするかっていうことを消防団と検討する必要があるんじゃないかと私は思ひますけれども、その点について村としてはどういうふうにお聞きしたいと思ひます。

○総務課長 消防団のほうでも苦勞をしておる部分の1つかなあというふうに思ひます。御意見の件につきましては、団ともよく話をしてみたいと思ひます。

○3 番 (松澤 文昭) 検討をぜひお願ひしたいと思ひます。

それでは次に移りたいと思ひますけれども、中川村消防団規則第7条の2で「消防団に必要なに応じて参加を置くことができる。」、第2項では「参加は、団長経験者の中から団長が委嘱する。」と規定をされております。この参加の役割について村の考えをお聞きしたいと思ひます。

○総務課長 参加の立場であります、団長としての経験を生かして団に対して助言をいただくという立場というふうにお聞きしております。

団員というわけではありませぬので、当然、報酬、手当等の支給はございませぬし、団の正式な会議に参画をいただいてもおりませぬが、いわゆる訓練、出初め式等のときにお見えをいただいて、そのときに団員の状況を見ていただいた上で村長なり私ども職員に対して助言等をいただいているというところでございます。

○3 番 (松澤 文昭) 参加の役割はそうだと思ひますけれども、現状を聞きますと、団長を退任された方が無期限でずっと参加という形で就任をしておるといふことを聞いたわけでありまして、前段申しましたように「必要に応じて参加を置くことができる。」っていう規定になっておりまして、「参加は、団長経験者の中から団長が委嘱する。」という形になっておるわけでありすので、やはりこれも前々から議論をしておりますけれども、実態に合わせて団長経験者は参加になるという規定に、実態に合わせたほうがいいんじゃないかと思ひますけれども、その点について村の考えをお聞きします。

○総務課長 多分に名誉職的な部分といったことも過去の歴史の中にはあつたのかなあとも想像するところでございますが、御意見の向きにつきましては消防委員会とも御相談をさせていただきます。



○3 番 (松澤 文昭) これ、よく考えて、規定がないっていうことになるのと今の消防団条例が全て適用されるということになるわけでありまして、一番最初のほうに議論をした団員の資格の中で、やっぱり志操堅固とか身体強健な者っていうようなことがあったと思うんですけども、これも女性団員に適用されちゃうと私は思うんですよ。そうやって考えていくと、やはり女性消防団員、特別消防団員の規定をつくるべきだなと思うわけでありまして、その点について村長のお考えをお聞きします。

○村 長 まず消防組織法という大きな法律の下に消防団条例というのが、たった2条だと思えますが、それで規定をされております。それ以下、中川村消防団の定員と任用については次のそういう特別な条例があるわけでありまして、団員は200人とするとか、そういう定員、そういったことはうたっておりますけれども、先ほどから総務課長も申しておりますとおり、特別消防団員、女性消防団員についても任命した以上は消防団の活動としてやっておりますので、目的と果たしていただける役割は同じ、もし不幸にしてというか、公務上の災害があった場合には同じように補償するということはお答えをしてきたとおりであります。

きちんとしてやっぱり議論すべきであるということはおっしゃるとおりだと思いますので、これから新しく条例に規定をすべきであるかどうかということも十分議論しながら整合を図りたい。先ほど、元からありましたとおり志操堅固とか、はっきり申し上げて時代にそぐわない言葉は現代的に改める必要があるということでもありますから、そのものと併せて検討していきたいということでございます。

○3 番 (松澤 文昭) 今ちょっと村長のほうからも話にありましたように、特別消防団員、あるいは女性消防団員につきましても、やはり手当だとか公務災害補償だとか退職報奨金等が支給されるというふうに思うわけでありまして、これも団員と同じように平等に扱われるということになるかと思っておりますけれども、これにつきましても、そういう考え方でいいのかわかるか、ちょっと村の考えをお聞きしたいと思うわけでありまして。

○総務課長 一般団員、女性団員、特別消防団員の区別はせずに、同様の処遇をしておるところでございます。

○3 番 (松澤 文昭) 先ほど総務課長のほうから、特別消防団員については、ちょっと来年度からは平日、昼間の有事だけではなくて、夜だとか、それから人命捜索だとか、そういうことについても検討していくというようなお話があったわけでありまして、実は団員の中からは、今までの体制、例えば平日の昼間だけ出動しておると、それから訓練には出なくてもいいということであるわけでありまして、特に退職金等につきましても、今、団員と同じ扱いになっているということで、年齢によって同じ金額をもらえるという形になっているかと思うわけですが、そういう点についてそれでいいのかわかるかというような団員からの疑問点、あるいは女性消防団員に対しても同じような扱いでいいのかわかるか、逆に疑問点も出たわけでありまして、その点について村の考えをお聞きしたいと思うわけでありまして。

○総務課長 実際の出動、実際にかかる負担と申しますか、危険度等の差があるという中から、そういう同じ処遇でよいのかという、そういう御意見なのかというふうに思いますけれども、この点につきましてもお互いの理解の上で団の活動をしていただいているということもありますので、その点も含めて団の中で御意見をいただくとともに、消防委員会でも御意見をいただければと思います。

○3 番 (松澤 文昭) それらを含めて特別消防団員、女性消防団員の規定を設けたほうが私はいんじゃないかなあと思っておりますので、その点を踏まえて、またぜひとも議論をしてもらって、いい方向づけをしてもらいたいと思うわけでありまして。

それで、中川村消防団規則の第9条では「災害出動又は引揚げの場合に消防車に乗車する責任者は、次の事項を厳守しなければならない。」ということで、(1)として「責任者は、機関担当者の隣席に乗車すること。」、(2)として「消防車の機関員は、技術最も優秀なるものに担当させること。」規定をされております。

先ほど議論しましたように、特別消防団員っていうのは村内の事業所等に勤務する元消防団員でありまして、有事の際にはいち早く現場に駆けつけることができるというふうに想定されるわけでありまして、したがって、積載車を運転することの可能性は特別消防団員が一番高いと考えられるわけでありまして、機関員でない特別消防団員が積載車を運転することになるわけでありまして、これもやはり規定の中に合わないんじゃないかと思うわけでありまして、これも実態に合わせて規則を変更する必要があると思うんですけども、その点について村の考えをお聞きしたいと思います。

○総務課長 まずであります、この規則のほか、ほかの法令でも機関員という言葉が出てくるわけでありまして、ここでいう機関員と申しますのは、いわゆる消防独特の表現であるそうでありまして、具体的には運転手のことを指しているというふうに関係者の間では理解をされております。したがって、特別消防団員は、その役割からして運転手になることは当然想定されておりますので、そういう意味では、規則上、問題があるかといわれれば、問題はないということでございます。ですが、いわゆる分かりにくさと言いますかの部分がございまして、規則等を改める際には、できることならば分かりやすい表現に改めていきたいというふうに思います。

○3 番 (松澤 文昭) 実態に合わせた条例改正が必要だと思いますのでお願いしたいと思います。

もう一つは、(2)にあります「消防車の機関員は、技術最も優秀なるものに担当させること。」ということになっております。団員に話を聞きますと、有事の際、運転手は積載車の運転に慣れている者になるべく当たるようにしておることでありまして、ただし、現場現場でありますので、集合した場合に、集合した人によってはやはり無理な場合もあると、ラップの方が運転をしなければならないということでもあります。やはり有事の場合には集まった者の中で消防車を運転することになるかと思っておりますので、やはりこの規定も実態に合わせて見直したほうがいいのかと思っておりますけれども、その点について村の考えをお聞きしたいと思うわけでありまして。

○総務課長 あります。

お話の規定につきましては、文面だけ読みますと必ずそうしなければならないような文面ではありますが、お話のとおり、有事の際に全員がそろふまで待っているっていうわけにはいきませんので、すべからく努力目標というか、そういったものにならざるを得ないというふうに考えております。

車両責任者、いわゆる班長になりますけれども、すぐに参集できれば問題ないわけですが、実際はそうならないということが多々あると思います。したがって、責任者に代わる方、その場で一番経験のある方などがきちんと指示をするという対応で現場へ速やかに行くという運用をされているんだろうというふうに思います。

去年12月に中川村消防団安全管理マニュアルというものを消防団で作られまして、その中には出動時や引揚げのときに留意する事項を記載されていると、そして団員への周知も行われているということでございます。

○3番 (松澤 文昭) なお、規則等の言い回しにつきましては、これまで申し上げてきているとおり、改めるべきは改めてまいります。

ぜひとも実態に合ったような条例改正をまた検討してもらいたいと思うわけでありまして、

それで、次に移りたいと思いますけれども、昨年の5月、国は、災害時に避難誘導や水害対策を行う消防団、水防団に関して、国土交通省が危険の迫った際に活動を中止する基準の策定に着手しております。退避基準が未定の団体は少なくないと見られておまして、逃げ遅れて被害につながるおそれがあると判断して早期公表を目指した作業を急ぎつつ、水利活動を監督する市町村に地域版の基準作成を促す考えを示しております。

国土交通省が2018年末に調査した結果によると、34%の団体が「基準はない」、35%が「基準はあるが、十分ではないと感じる」とし、団員の25%は、災害時や訓練中、川に流されるといった危険を感じた経験があると答えておるわけでありまして、

2018年7月の西日本豪雨で、特別警報を受けて退避したものの、漏水が起きた堤防の応急処置で再出動をして災害に遭遇した消防団員の例も報告をされております。

基準を定めている団体は、判断材料として雨量や堤防の亀裂といった前兆現象のほか、避難勧告・指示、河川の種類などを組み合わせているケースが目立ったと報道されています。

この退避基準については、7番議員より退避基準の作成について一昨年9月の定例会で質問があったと記憶しております。

後ほどそれぞれ退避基準の作成の進捗状況についてお聞きしたいと思うわけでありまして、その前に、先日「岩手県陸前高田市 ～消防団の見た巨大津波～」という特集が報道をされました。この報道を見て、団員の安全だとか団員の命を守るリーダーの責任について私自身も深く考えさせられましたので、報道の概要を若干お話ししますので、後ほど村長の所感をお聞きしたいと思うわけでありまして、

この報道、特集の概要は、陸前高田市消防団高田分団の分団長及び1人の団員の証

言を基に、想像を超えた津波に襲われた町で命の危険にさらされながら避難誘導を懸命に続けた記録が放映されたものでした。

団員の1人は、地震発生直後から消防車で水門の閉鎖、避難誘導等の任務に当たっていたが、津波の発生による情報混乱の中、分団長と遭遇し分団長より「津波が発生した。団員は直ちに避難しろ。」との指示を受け、「逃げてもいいんですか？」と分団長に聞き直して、分団長の指示に従い山側へ避難を行っている途中、海側に住民が見えたため消防車のハンドルを海側に切り住民の救助に向かったときに津波に襲われたと、住民を助けることができず、本人たちは近くにあった大型スーパーの屋上に避難して命は助かったというふうに証言をしております。

この団員は消防団について、震災直後は今回の津波災害を受けて消防団の在り方に疑問を持ち、将来、息子たちに消防団に入れとは言えなくなったと証言をしております。しかし、震災から10年近くが経過する中、消防団は地域の究極のボランティア活動の1つで、地域に絶対必要で、なくてはならない組織である、消防署が自分の隣のおばあちゃんを知っているか、3軒隣のおじいちゃんのことを知っているか、どこがどんな家庭構成になっているか知っているか、最小限のコミュニティー組織を固め地域の伝統を守っていくのが消防団と考えるようになり、高田にはみこしがあり、消防団に入るのとみこしを担ぐのは高田に生まれた男の義務だと、今、再度、考えるようになったと証言をしております。

一方、分団長は、情報の混乱により団員への指示が徹底できない中、遭遇した団員には避難指示を行うように命令し、本人も高台への避難誘導を行っておったが、大津波が間近に迫る中、津波に気づかない人たちが地面に座っており、自分は消防団員であり、避難住民より先に逃げるという行動はできないと、思い生きることを諦めたと言っております。たまたまそのときに津波が背後から襲ってきて、その直後、横からも津波が同時に来て、お互いの津波により勢いが吸収され、この分団長は難を逃れたと証言しております。分団長は、その翌日に団員を集めて住民の救助に当たっております。分団長は、奥さん、娘さんも津波の犠牲になったが、団員にそのことは一切話らず、その後の救助活動を行っております。

分団長は、震災後10年が経過しようとする中、今でもリーダーとして自分が下した判断が間違っていたのではないかと思悩んでいるそうです。陸前高田市の最大の避難所であった市民体育館に大勢の避難民が集まっており、何人もの団員を残して避難誘導に当たらせていたわけでありまして、この市民体育館が津波の直撃を受け、避難をしていた住民、団員を含め100名以上の方が亡くなり、ここでの生存者は1名の住民のみであったことを踏まえ、情報混乱、情報の前に団員に避難指示の命令を伝達できなかったことを今でも悔やんでおり、トータルで28名の消防団員が犠牲になり、そのうち2名が行方不明である現実を踏まえ、10年を節目にして分団として追悼式を行い、自分の判断が間違っていたとすれば、その事実を正々堂々と受け入れようと語っておりました。

この報道について村長の所感をお聞きしたいと思うわけでありまして、

○村 長 今のお話は、ちょうど10年前、もうじき3月11日になるかと思いますが、その直後にいろんな方、消防に関わった方のお話の中にもあったかなあというふうに思っております。とても消防団としての任務を非常によくわきまえた、分かっている、しかも自分が指揮者というか、そういう立場の中での命令を下す悩みと、かといって自分の命は自分で守らなければならないということで、やはり、早く逃げると、分団長ですから命令を下したってというのは、そういうことで正しかったんだろうなあというふうに思います。かといって、逃げ遅れて飲まれようとする住民を助けに行こうということを書いて行った方も、よく気持ちとしては分かる——分かるというか、それ以外言いようがないわけでありまして。

ここでやっぱり考えなきゃいけないことは、前から議論させてもらっていますけれども、消防団としての任務を決意し、任務をしっかり勉強していただくことと、自分がどういことをしなければいけないのか、先ほどの危ないときにはもう絶対こういうことをしてはいけないということも学ぶこと、こういったことも、実は昨年12月に消防団マニュアルを整備させていただきましたので、これも地区に下したばかりですから、これから少しずつしっかり勉強してもらい機会も取ってもらいたい、こんなことも思います。これも団としての仕事だと思っております。

それと、やはり一般住民の方にこういう場合には逃げてくださいよってということは、これは行政が徹底することだと思っております。それと同時に、地区自主防災組織の中でも、こういう場合には危険だからお互いにこういう準備行動ですとか、あるいは避難指示が出たらその前に逃げるとか、お互いに助け合っていくとか、こういったことは、ぜひ地域ごとの自主防災組織ごとに確認をいただくこと、これしかないのかなあというふうに思っております。

ただ、思いますと、たまたま私どものところでは昭和36年に大変な災害を経験しておるわけでありまして、その後、何とかそういう人命に関わるようなことはないんでいいんですけど、いつ起こるか分からないということで、やはりこれも気を引き締めていく必要があるかなあという、こんなことを思いながらお話を聞きました。

○3 番 (松澤 文昭) 時間がありませんので端的に次のところまで言っちゃいますけれども、私は、今話した内容で感じたことは、リーダーの判断っていうのはやっぱり大変難しいものがあるなあと考えますし、消防団員だけでなく、例えば目の前に救助を待つ人がいれば、たとえ消防団員でなくても、我々であっても命の危険を顧みず救助に向かってしまうんじゃないかと考えるわけでありまして。これは責められるものではないと考えます。ただし、団員が自ら命を守らなければならないんだなあと考えるわけでありまして。未曾有の災害により予期せぬ形で団員が命を失ったとき、せめて判断を下したリーダーが思い悩み続けることのないよう、日常の準備、対策が必要だと考えますので、そんな点、村のほうでも考えてもらいたいと思うわけでありまして。

安全に対するマニュアルは作っておるということをお聞きしましたので、それを、やはり新入団員が安全・安心の心得等を熟知するということが大事かと思っておりますので、特に新入団員等については講習会等をやってもらい必要があるなあと思うわけであ

りますし、それから、前段申しましたように、どうしても救助者がいると消防団員でなくても助けに行くという形になるかと思っておりますけれども、自らの命は自分で守るという体制が必要だと思っておりますので、そんな点につきまして村長のお考えを聞きまして、私の質問を終わりたいと思うわけでありまして。

○村 長 松澤議員にまとめていただいたような気がしております。(松澤議員「失礼いたしました」) すみません。

消防団マニュアルにつきましては、やはり、これ仕事として、新入団員も含めて、まずこれをしっかり勉強しると、そういう機会をつくるということを団の中でも徹底するように要請をいたします。

それとともに、マニュアルだけじゃなくて、やはり逃げるときの基本の地区ごとの防災っていいですか、地区の避難マニュアルっていうことよく言われますけれども、これにつきまして、随時、地区ごとに集まっていただいて進めておりますので、これを早く広めていきたいという思いと、実は1月、2月でしたか、何ていいですか、防災士の皆さんにお集まりをいただきました。そこに10人ほど来ていただいて、人数としては自治体規模の割には多いんですけど、もっとつくりながら、ぜひ防災士の皆さんが地区には1人いるよという状態をつくりながら、そういう皆さんと一緒に基本的な動きをつくっていただきたい、こんなふうなことを思っております。

○3 番 (松澤 文昭) 終わります。

○議 長 これで松澤文昭議員の一般質問を終わります。

次に、1番 片桐邦俊議員。

○1 番 (片桐 邦俊) 私は、さきに通告いたしました2項目について質問をいたします。まず最初に「農業観光交流センターの将来像・業務内容について」ということでもありますけれども、このことにつきましては午前中の6番議員の質問と若干関連した部分もあるかと思いますが、よろしくお願ひ申し上げたいと存じます。

いよいよ農業観光交流センター、以降、交流センターと言わせていただきますけれども、交流センターの拠点となります施設が完成をいたしまして業務が開始されるわけでありまして。新たな中川村農業振興方策の中では、交流センターの立ち上げについて、農業体験、観光農業、農産物販売、農産加工を一体的に取り組む組織として設置し、当面は村の一機関として運営を行い、将来的には自主、独立した組織を目指してまいります。村の農業、観光を中心とした活性化に向け期待される交流センターですが、将来像並びに主な業務の取組内容について質問をいたしたいと存じます。

まず最初の質問でありますけれども、将来的に自主、独立した組織を目指すということでもありますけれども、交流センターにつきましては、いずれにいたしましても、今後スピードのある事業運営、あるいは事業開発を行うためにも、自主、独立した組織っていうものは私も必要というように考えておりますけれども、自主、独立した組織を実際に本当に村としてはつくる気があるのかどうかまずお伺いし、それと、あわせて、つくるとしたら、設置するとしたらいつ頃を目安にしたいのか、こんなことがもしお分かりになればお願ひをしたいなあと思っております。

○村 長 議員おっしゃる前に——おっしゃるというか、最初に私、今、議員がおっしゃられたようなことを申し上げたところでありますけれども、組織っていうのは、もちろんのことなんですけれども、いろいろ動いていくときに、時流に乗って早く頭出しをして流れをつくるっていうことが大事だなあとというふうに常に思っております。

しかしながら、財政的な基盤をまずつくっていかないと駄目だろうというふうに思っておるわけでありまして、今は、じゃあ、その財政定期的な基盤をどこに求めるかっていうと、例えば交流センターをつくって、それを利用して何か皆さんで展示とか、そこのブースを貸出ししますので、自分の商品とか農産物等みたいなものをしっかりそこでPRする、こういったところでの手数料ですとか、そういったもの。それと、当面は、ふるさと納税の代行をやっておりますけれども、これとて村の収入でありますので、実は交流センターという組織の収入になるわけではありません。何かそういう収入になる原資となるものをきちんと作り出していかないと組織としては一本立ちしないだろうと、こんなことを思っております。

そういうことで、誠に申し訳ないんですが、今現在では、ある程度長期的な中では、今はちょっとスタートの位置ですから、いつ頃やるんだ、いつをめどにするんだっていうことについては、ちょっとまだきちんとした、いわゆる目安みたいなものはまだ立てていないというのが正直なところでございます。

○1 番 (片桐 邦俊) 今、村長の御回答の中では、今のところまだ設置時期につきましては未定ということのようであります。

やはり交流センターをつくるに当たっては、後ほどこれは申し上げますけれども、交流人口あるいは関係人口を固定させながら、そういった方々によって農産物の販売を中心としたお金を村に落とさせていただく、そのことによって農業あるいは観光を中心として、また村の産業の活性化につなげるということが1つの流れになってくるんだろうなっていうふうに私は感じておりますので、そうはいいましてもまだ先の話のような感じを受けましたけれども、ぜひ到達点というものを、やっぱり、ひとつ十分考えていただきながら進めていただきたいなあというふうに思っております。

そんな中で、チャオ周辺の活性化っていう部分が組織の目標になるかというふうに思っております。現段階で定まっている考えをという質問書を出させていただきましたけれども、6番議員の午前中の質問の中の御返答で大分出ておりましたので、このことについては結構であります。

ただ、特に私がこれから期待をしたいのは、リニアの中央新幹線の開通、あるいは三遠南信自動車道の開通っていうものが将来見据えられておるわけでありまして、このことによりまして、やはり将来、交流人口が伊那谷に増えてくるということが期待をされるわけであります。そういったことの中で、やはり交流センターっていうものが非常に重要な役割を果たしていくだろうというふうに考えておりますけれども、今の村長の話の中ではまだまだ具体的なお考えはないようでありますけれども、もしそういったリニアあるいは三遠南信自動車道等の開通によりましてところの村の将来の対応につきまして何かお考えがあれば、お願いをしたいと思います。

特に、各伊那谷の市町村は今からそういうことの検討を始めておるというように思っておりますので、ぜひ中川村もお願いしたいと思っておりますが、よろしく願います。

○村 長 希望を砕くわけではありませんが、最初に誠に申し訳ない答弁になってしまいましたが、ただし、農業観光交流センターのミッションっていいですか、使命っていいですか、これについては、6番議員のときにもお答えをさせていただきましたけれども、やはり、まず地域資源を生かして地域の活性化を図る、そのために中川村の自然や文化、地域の農業を生かした交流人口の拡大、いろんな取組を含める中でこういう役割を果たしていくということが1つ大きなものであります。そういう観光業的な位置づけもあるのがまず第一。それから、農産物の消費拡大を当然図っていく、これももちろん関連したことであります。こういったことをミッションとして掲げておるわけでございまして、具体的な数値目標は今現在では掲げておりませんが、方向性は持ってやっております。

先ほどお話ししたとおり、その時点での状況をやっぱり観察しながら的確な状況判断により方向づけを行い、一つ一つ実行していくと。

コロナの中で、例えば今まであった観光農業っていう形がかなり変わっています。変わっているんですけれども、例えば、それはネットですとか、そういった部分に移行しておるかに見えますが、でも実際には、やはり皆さんは直接、今までのような観光農業っていいですか、体験っていうか、そういったこともやっぱり求めていることは事実でありますので、こういった状況もやはりコロナ明けには分析をしながら考えていく必要があるなと思っておりますし、いずれリニア中央新幹線、来ます。また、三遠南信自動車道も開きます。このことを見据えた上で、それぞれの皆さんが例えばいろんな観光のメニューも出していきましょうと言っているはずですし、私どももそういうことで考えておりますし、もちろん中川村には中川村の、まだもつと外に売り出すべき農産物があるはずですから、こういったことと関連づけながらやっていく。こういうことをやりますけれども、やはりその中では、マーケティングっていいですか、こういったことをきちんとやっていかないと、単に、いらっしやい、こういうことをやっていますよ、で終わってしまいますので、そういうこともきっちりやりながらタイミングを逃すことのないように取り組んでまいりたい、こういう趣旨は持っております。よろしく願います。

○1 番 (片桐 邦俊) 村長のお話はよく分かりましたけれども、ぜひ、今もお話あったこれからの将来に向けてのマーケティング、様々な部分でのマーケティングっていうのがやっぱり必要だろうというふうに思っておりますので、ぜひ、こんな部分、重点的に進めていただければということをお願い申し上げたいというふうに考えております。

次の質問でありますけれども、若干、交流センターの当面の業務内容につきましてちょっと質問をさせていただきたいというふうに思っております。

当初、村長は、先ほどもお話ありましたけれども、交流センターは農業を軸とした加工業、販売、地元消費などに連なる産業を元気にして、観訪れる人の窓口となり、

観光交流の拠点となることを目的として法人化し、観光、交流、農産物加・加工品販売営業、特産品開発など、商売を行う組織と説明をされておりました。

また、交流センター構想の中で農業経営者会議との懇談をされたということでありましたけれども、この懇談の中ではよい物を高く売れる場所の確保要望というものがあつたということで、これは前の振興課長のほうからお聞きをした経過があります。

しかし、今回の交流センター業務からは、農産物販売営業、いわゆる営業という言葉が消えておまして、販売促進関係はふるさと納税返礼品の取扱拡大、農産物直売所の利用促進、農産物認定制度の創設が主な取組となっています。

その中で、1点目ではありますが、なぜ農産物販売のための営業活動を業務から外したのか、これはあくまでも推測ですが、今まで数年、赤字経営であったために、取りあえず営業については外したのかどうか、ちょっとお伺いをしたいというふうに思います。

○村 長 美しい村中川の農産物が外に向けてきちんと発信されていないがために知らない人が多いという形でもって、都会のデパート、それから、何ていいますか、富士川楽座、こういったところへブースを出し、また実際そこで販売等を行ってきたところでありまして。こういうことをすることによって、ああ、中川村ということは確かにある程度の方には知っていただきましたけれども、じゃあ、それが全体として中川村の農産物が皆さんのところで——皆さんというか、多くの方々にもう認知をされて、ああ、この間おいしかったからまた今度来たよとか、そういうふうなところまで、ちょっとまだ構築できなかったということでありまして。これは、やはりそういったところを運営していくに当たって、投資ではありますけれども、経費的にかかる部分とそこでの売上げ、これからの期待される、何ていいますか、交流っていいですか、売上げにつながっているかどうかということ考えたときに、ちょっとこのところでのつまずきがまだあつたということは事実でありまして、当面、まず目標は、農産物販売を主にそういうところに売り出すってことは、まずちょっと止めておこうということ考えたところがございます。議員言われるとおりでありまして、やはり直接的には、費用対効果とよく言われますけれども、そのところでまず一旦休みましょと、こういうことでございます。

○1 番 (片桐 邦俊) 内容につきましては予想をしておつた内容なのかなというふうに思っておるわけでありまして、今回の交流センターの農産物販売に関する業務につきましては直売所の活性化対応というのに特化しているような状況があるわけでありまして、直売所利用促進の関係でありますけれども、直売所は売れ残れば生産者が持ち帰るのが一般的であります。多くの直売所を見てみますと、持ち帰りが続くと生産者が持込みを大幅に減らしたり、また持込みをやめてしまうというようなことにつながっているという実態があるというふうに私も感じております。

現在は、マルトシさんを経由しながら、直売所は順調であるというふうにお伺いはしておりますが、実は、今現在、農産物販売を担当しておられる地域おこし協力隊員が村外へ営業していることも功を奏しておるのではないかというふうには実は考えてお

ります。

販売事業っていうものは信用、信頼で成り立っておるわけでありまして、一度取引を進めた中で、途中で取引をなくすということになりますと、なかなか復活っていうものは難しいというのが実態かなというふうに感じております。

当面は、村の一機関としての間は、最低限必要な販売先を確保するための公用車使用、あるいは燃料代を村で助成しながら、自主、独立した場合は手数料等で運営していくことが望ましいと、こういった営業については望ましいと考えておるわけでありましてけれども、現在の農産物販売の営業っていう部分、ぜひ最低限継続をお願いできたらというふうに思っておりますけれども、今の村の考えはいかがでしょうか、

○村 長 ちょっと1つ、先ほどの関連でありますけれども、農産物販売というのは当面ちょっとお休みをいたしますけれども、その代わり、あそこの場を使って、例えば今度開く交流センター、それから交流センターの前のこのエリアといいますか、あの部分、そしてまた、もうちょっと村の情報発信のコーナー、つまり共同店舗チャオとマルトシさんの間の部分、こういったところで農家と連携をしまして催事、いろんな催しを企画して打っていく、こういうことは考えております。そういうことをすることによって人を引きつけ、いろんなところから来ていただく、こんなことも思っております。

さて、地域おこし協力隊の活動についてでございますが、議員がおっしゃるとおりであります。村の財政措置を後ろ盾とした活動でありますので、農家の利益を最大化することを目的と、全体の利益ですね、としてやってきたわけでありまして。公用車の使用ですとか燃料代などの経費、こういったものを考慮いたしますと、地域おこし協力隊員による直接販売は、本当に将来にわたって持続的な可能な、あるいは中川村の農家の全体が売り出せるかといいますか、全体の利益につながるような販売方法となり得るのか、これは検討の余地があるということがきっかけといいますか、そういう部分が多くあるわけでありまして。

もちろんコロナ禍による消費行動の変化っていうものがございますので、これを考慮しつつ物流事業者との連携を新たに図っていかねばならないだろうと思っております。つまり、ここにはない物をやっぱり人は求めます。ここにあつて自分のところにはない物をやはり求めるし、そこでやっぱり物流っていうものが始まるんだろうと思っております。そういう隘路というか、そこを行っても突き抜けるような格好で農家とつながって運んだりしていたんですけど、これは、非常に見方はいいんですけど、物流とか、そういうもの、観点、それから、相手方から見るととても便利なやり方だったかなと思うんですが、じゃあ実際には、その交流、一生懸命やってくれた地域おこし協力隊の彼の将来かといいますか、在り方としてどうなんだろうっていう、こういったところも考えるところでもあります。

そういう意味で、経費や物流の課題解決をいろんな点で考えていかなきゃいけないので、物流事業者ともこれからは、物流事業者、つまりいろいろな運輸業者みたいなところですけど、うまく連携を図って、そういったところで販売の多角化をひとつこれからの契機にしていければなあということ、今、当面は考えております。

○1 番 (片桐 邦俊) お話はよく分かったわけでありすけれども、やはり課題になってくるのは、そういう部分、万が一、村外への営業を残した場合も、デリバリーっていう部分がやっぱり課題に、物流ですね、なってくるのかなというふうには私も感じはしております。

それと、もう一点は、やはり村全体の農産物の利益につながるかどうかという部分の中では、若干クエスチョンという部分が、やはり私もちょっとそこら辺の部分は気になる場所でありすけれども、ただ、昨年のコロナ禍の中で進められた営業等もあるわけでありまして、そういう部分では相手先があることなので相手先の状況を確認しながら、向こうでぜひまだ継続してもらいたいというような要望があるんだしたら、やはり村としても最低限の、先ほどから私、最低限と言っておりますけれども、今現状のものを全てということではなく、最低限のやっぱりそういった営業取引っていうものを残していただきたいなあと考えておりますけれども、いかがでしょうか。

○村 長 せっかくのつながりと、相手が求めている物がここにある、それをどうやって生かすかっていうことで仕組みが始まると思いますので、我々が一方的に不利にならないように、かといって向こうの皆さんもそれなりのリスクを——リスクという言い方はないんですけど、図って村の物が売れ、結局、農家にとっていいというようなことも、これからの交渉の問題もあろうかと思っておりますので、そういうふうなところでは、忘れないように進めていくということはやぶさかではございません。

○1 番 (片桐 邦俊) ぜひ今お願いを申し上げたようなことを若干念頭に置きながら業務を進めていただければなあというように考えておる次第でございます。

その中で、交流人口ではなく、今度は関係人口が期待できるふるさと納税制度でありますけれども、この納税制度を拡大するためにどのような村とすれば取組を考えられておられるのか確認をしたいというように思っております。

特に、やはり一番は中川村の魅力を発信することが重要になってくるかというように思っておりますし、午前中の7番議員からの質問の中にもありました、7番議員のほうから坂戸橋等のいわゆるふるさと納税の基金の用途を示していくと、そんなこともやっぱり必要なかなって私も実は思ったわけでありすけれども、あとは、やっぱり返礼品のアイテムを複数考えていくこと、魅力あるアイテムを考えていくことが必要なあというように考えております。

そんなことも含めて、拡大対応、対策について今のお考えをお伺いしたいと存じます。

○村 長 積極的な返礼品の充実により、この間、着実に納税額の増加が図られてきたということではありますが、これについては、いろいろありましたけど、やはり村の農産物に対する評価がかなり高いということで、今までちょっと私どものほうのPR不足だったかなという気がしております。御承知のとおり、令和2年度は年間で1,800万円を超える額を見込むことができました。

登録をいただいた返礼品のメニューも、お酒とか、いろいろ、望岳荘の宿泊とか農家体験、いろんなメニューがありますけれども、40種目近くになったわけでありす。

また、同じ品種を一度にたくさん受け取るばかりでなく、数種類混合したメニューを考えると、長野産の「ふじ」が終わる頃、冷蔵の品種を加える等も考えていきたいと、こういうふうに思っております。といいますのは、市場へ出てみて思うのは、「ふじ」は市場に2月いっぱいも今は出ていない状況なんです。それが終わると青森産が一気に攻勢をかけてくるということで、見ていると、もうほとんど青森産なんですよね。こういうふうじゃまずいという思いがあって、最初にやはり冷蔵品で時期遅れに持っていても長野産の物の価値は非常に高いという、東京近辺ですけど、こういうことはもうはっきりしていますんで、例えば冷蔵庫等も入れてやってきておりますので、こういった施設を使いながら応えていきたいということが1つであります。

それから、納税者という方は生産者の顔が見える農産物を望んでおりますし、生産者も、もう自分の顔が見えることで品質の保証に努力をするということがあろうかと思っております。このように生産者や農園の名前を前面に打ち出した返礼品のメニューを掲載することにより、閲覧者の関心や納税の心を揺さぶるものというふうを考えております。

引き続き返礼品の内容の検討や生産者への声かけを進めることで交流センター事業の柱となるように育てていきたいということを思っております。

○1 番 (片桐 邦俊) ふるさと納税関係につきましては、考え方、非常によく分かりました。お願いをしたいと思います。

続いて、先ほども既に村長からは当面行わないという、費用対効果の中で課題があると言われました高島屋の物産展、それから富士川サービスエリアでの農産物の販売、あるいは南木曾町での農産物の販売、こういうことについてはどうも少し見直しを図るということでありましたので、この辺は、費用対効果の部分もありますので、今後十分体制を整えながら、まずは出直しをしていただければなあというように思っております。

そんな中で、若干、今後の要望という格好の中でちょっと意見を述べさせていただきたいと思っておりますけれども、リニア、三遠南信自動車道の開通に当たっては、そこにも書いておきましたが、静岡県、愛知県からの交流人口の増加が期待をできるというふうに思っております。

特に磐田市、浜松市、豊橋市への広報活動や営業が有効に感じております。

なぜこの3市を申し上げたかといいますと、実は、磐田市につきましては駒ヶ根市の友好都市ということもあります。ですから駒ヶ根市との連携っていうものも必要になってこようと思っておりますけれども、1つにはこちらとの関連がある。

それから浜松市であります。実は旧南向農協時代、南向のできるリンゴにつきましてはほとんどが浜松市場、浜松の市場へ出荷をされておまして、その関係で、今、JA上伊那の農産物につきましては、果物だけに限らず、全ての農産物は浜松市場が重点となっており、浜松の大手量販店等では上伊那の農産物がかなり販売をされておるといふこともあって、上伊那の知名度も若干はあるというように感じております。

また、豊橋市につきましては、やはり三遠南信自動車道に近いっていいですか、中

央道を利用するよりも三遠南信自動車道で伊那谷に入ってくるほうが近い三河地区、これのやっぱり中心都市でありますので、やはりこの3市あたりをターゲットにしながら、今後、いわゆる交流人口なり、また関係人口の拡大という部分の中では取り上げていったらどうなのかなというところで、一応提案をさせていただきながら、ちょっと、もし感想があればお願いをしたいと思います。

○村 長 何しろ物流ではもう専門でやっていらっしゃる方ですから、私が何も言うどころじゃありませんが、そういうところがあるぞという、ちょっと開いていただいたようなところもありますので、食指としては動く感じがあります。ただし、やっぱりなかなか難しいかなと、量の問題があるろうかと思っておりますので。その中で、やはりどれだけ中川の物が位置を占められるかっていうのは、ぜひ、非常にこれからのことを思うと面白いとか心強いし、三遠南信自動車道が開いて、三河地方ですとか浜松とか、あちらの中京方面、それから静岡、あちらのほうは、私のイメージだと、もういわゆる南信州が席卷しているんじゃないかと、もうこちらが入る余地ないんじゃないかというふうな思いもあったんですけど、ちょっとそういうところでは、ぜひ立場を変えて議員にも示唆といいますか、いろいろアドバイスいただいたりしていただければ我々としても新しいところの戦略は立てやすいかなと思っておりますので、その際には、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

○1 番 (片桐 邦俊) 私だけでなく、各議員の皆さん方もかなりいろいろなアイデアをお持ちだと思いますし、また、そういう部分の中では村の中にもいろいろなアイデアを持ったり意見を持っていらっしゃる方もいらっしゃると思いますので、また今後ともそういう方々との懇談、交流等を通じて意見、アイデアを聴取していただきながら、村としても構想をつくり上げていただければなあというように思っておりますので、ぜひよろしくお願ひを申し上げたいと思います。

それと、続いて、農産物の認定制度の創設という部分を村としては掲げられておるわけでありまして、村独自の認定制度ってどんなものなのかというちょっと質問であります。

村が認定しても村の結局はブランドづくりってことだと思うんですけども、村の独自だけの認定制度でそういうものが有利に販売されていくのかなあ、買う方にとってはあまり影響がないんじゃないかなあってというような、実はちょっと疑問を持っておるわけでありまして、どのような認定制度を考えていらっしゃるのか、考えをお伺ひしたいと思います。

○村 長 農産物の認定制度につきましては、各レベルや各機関の認証制度があるのは承知をしております。農林水産省ガイドライン準拠のGAPから、いろんなところでよく言われますJGAP、それから、これは日本が発祥のようでありまして、アジアの基準を統一したアジアGAPっていうんですか、それから世界的には、もうヨーロッパが中心になっておりますけれども、生産工程を全て管理するグローバルGAPっていうものがあるようであります。これについては、審査に行つて認証を受けるまで結構お金もかかるというようなことのようにありますので、GAP制度自体、どこのや

つを取るかっていうことで、非常に多岐にわたり、また、かかる経費についても結構なものがあるというふうに思っております。

現在、交流センターとして考えているのは、村独自の認証制度によりオリジナリティーを持つことで、このことを宣伝にしていってどうかと。顔の見える生産者を村が推奨するというものでありまして、当然、一定のラインと生産者の努力が必要になりますけれども、地道に生産者とともに歩みながら村独自の認証制を育てていきたいというふうに考えております。そういう意味で、村独自の認証制度というのを掲げておりますけれども、このことのほうがむしろ当面は売りになるんじゃないかという見方からです。

ただし、長い戦略と、これからの世界、やはりこれから農産物を広く出していくに当たって、これがないともう駄目だよということではっきりしてくるならば、これは少なくともJGAPなりを農協の主導というか——農協も今、足踏み状態だと思うんですね。生産工程管理の中でも必要な項目にチェックマークを入れて、ちゃんと管理、これ皆さんしていないと駄目ですよということを生産者に言ってくれているんですけど、しっかりまだ打ち出していっていただけていないので、ここら辺のところは農協の皆さんともお話をしながら、それはそれで考えていくつもりではありますけれども、これ営農センターになろうかと思いますが、当面、売り方としては独自のものを考えていくと、そういうことであります。

○1 番 (片桐 邦俊) 分かりました。

いずれにしてもオリジナリティーのある農産物ということのようでありまして、けれども、実際に、やっぱり条件的にどういったものを認定していくのかという部分を明確にしながら進めていっていただきたいなあというように思っております。

また、私もGAP制度のことをちょっと通告書には書いておきましたけれども、これにつきましても、今、村長言われるとおりに、審査料が結構かかると思っておりますし、じゃあそれで有利販売ができるかっていわれると、それもなかなか難しい部分もあるのかなと。逆に言うと、これはあくまでも生産者の安全・安心対策を含めたためということもありますので、一概にはお勧めをするわけではありませんけれども、ぜひ、そうはいいいましても、GAPにつきましても何らかの形の中では研修会なり、そういうこともやってみてはどうかと、生産者の中にはこういったものに関心を示される方もいらっしゃるのではないかなあというように思っておりますので、あわせてお願ひをしておきたいというふうに思っております。

続いて次の項目の質問に移らせていただきますけれども、「地元就職希望者への情報提供について」ということであります。

新型コロナウイルス感染拡大の影響によりまして雇用環境が悪化したわけでありまして。

昨年は伊那谷でも有求人倍率は0.6倍台に落ち込みました。現状の有効求人倍率は1倍台に改善されてきてはおりますけれども、弱い動きとなっているのが現状かなあというように思っております。

特に大学生の就職活動は大きく変化をし、採用やインターンシップはオンラインが中心となり、売手市場であって就職環境は一転しており、不透明な先行きに不安を感じている学生も多いと思います。

また、コロナ禍の中、首都圏での就職から地元へ帰っての就職を希望する学生も多くなるのではないかと感じています。

そのような中で、ある住民の方から、県外へ進学あるいは就職している子どもが地元に戻って就職先を見つけるに当たり、いろいろな情報提供があればよいのだがという要望がありました。

実は、「上伊那のある行政」というふうに書いてありますけれども、これは南箕輪村であります。コロナ禍での就職活動について考える保護者向けのセミナー、就職希望者じゃなくて保護者、就職活動をしているお子さんをお持ちの保護者向けのセミナーも開催されておるとい状況の中で、就職活動に向けての情報提供を望む声というのは家族を含めて多い状況かなあというように感じています。

特にコロナ禍の今年だけに限りませんので、今、全国的に言われております二十歳から24歳の年代に地方からの転出者が多いという課題解決に向けても就職に関わる情報発信が必要と思ひ、質問をさせていただきたいと思ひます。

最初に、以前の一般質問で人口減少抑制の一案として地元企業ツアーの実施について質問した経過があったわけですが、その際のお答えは、企業ツアー等については上伊那広域連合が中心となり都会の学生を招き企業訪問、交流を開催しており、中川村も参加しているので村独自の実施は難しいとの説明がありました。実際に中川村として、具体的には上伊那広域連合の企画にどのように関わっていらっしゃるのかお伺いをしたいと思います。

○村 長 どういうふうに主体的にということの御質問でありますけれども、誠に申し訳ないんですけど、どうしても開催についての後援、後援団体として協力をすると、こういうような形に回っております。つまり、実際の開催の段階では広域連合の職員を中心にして対応を行い、村としてはチラシによる告知や問合せに対する対応などに協力をさせていただいておるといことでございます。

また、年末にはかみいなシゴトフェスというものが開催をされました。これに関しましては、村の職員も参加し来場されました参加者の案内等の協力を行っており、こういう形での協力といひますか、参加——参加といひか、こういう形での取組といひことでございます。

○1 番 (片桐 邦俊) 実は、私も上伊那広域連合のホームページを見ながら、実際に企業訪問あるいは企業説明会等に参加されておる企業等を見させていただいたわけですが、中川村は非常に少ないですよね。企業、法人で1社か2社ぐらいじゃないですかね。ちょっとそんなふうには私は実は思ったんですけども、実際に企業のインターンシップ等も、たしか建設業1社、それから説明会につきましては農業法人等が出席をされたと思ひますけれども、そんな程度といひことだったと思ひます。

せつかくのこういった上伊那でやっておる機会でありますので、ぜひ村の企業等に、

優良な企業等がありますので、やはりお声かけをいただいて、そういったところへの参加を促していくといひようなことができないかどうか、お伺いをしたいと思ひます。

○村 長 去年はコロナ禍といひことがあったんですけど、オンラインで開催を例えればたようであります。何回か準備を進める中で、参加する企業の側が説明をし、それで何分間か興味を示す学生さんとお話を繰り返すといひようなことで、そういうようなことをやってきたようでありますけれども、一定の成果はあったようであります。といひのは、これで地元の企業の様子があったと、今年入る皆さんといひか、その後の来年度の就職活動といひことになりますので、そういうことになろうかと思ひますけれども。

その中でも、やはり農業法人の方も出ておりましたし、見ておりましたらキノコの生産法人といひますか、こういった参加もありました。それから、小さいながらも参加をしている企業もありましたので、そこら辺は、やはり商工会ともよく相談をしながら、人材を求めるものがあるとしたら、やはり機会として積極的に出してほしいといひことを私どものほうから働きかけるといひことは本当に必要なことだないといひふうには思っております。名前を出さないと大体どういひ企業があるのか分からないといひことになってしまいますから、まずそこからかなあと思ひます。よろしくお願ひします。

○1 番 (片桐 邦俊) ぜひ、そういった商工会等との連携等も含めてお願ひをしていきたいといひように思っております。

続いて、上伊那広域連合では、現在、ホームページ上に、先ほど申し上げたとおり企業説明や優良企業のインターンシップの会社などの情報といひものが出ておるわけありますけれども、上伊那広域連合でこういったものを実際に開催しておるといひ告知といひものが実際にどこまで行われておるかといひのは少し疑問な点がありまして、できれば中川村のホームページ上等で、こういった就職活動に関するようになつていひますか、上伊那広域連合等の開催内容等について告知できるような対応、もしやっておられれば申し訳ないと思ひますけれども、ちょっと御返答いただければと思ひます。

○村 長 ハローワーク主催の雇用調整会議をはじめ、広域連合や管内市町村の参加する連絡会議にて就職状況の把握に努めておるところでございます。

広域連合主催のキャリア教育産学官交流会にも参加をしておりますし、次世代人材の育成に今まで協力をしてきておるところでございます。

お尋ねのところ、やはり村ホームページに、こういった催しを見やすいところにリンクを貼っていただいて、すぐそこに飛ぶといひようなことで考えておるわけありますし、それで上伊那広域連合のK a m i i n a L i f eのページへ移行するといひことは十分可能でありますので、情報の一元管理の中で、見やすく、そして求めるものがすぐ分かって、そこへ飛んでいくといひことをすることが、やはり今の時代にマッチしているんだらうなあと思っておりますので、こういう対応をしてまいりたいと思っております。

それから、上伊那の就職情報を入手できるサービスとしましては、LINEを活用した就職情報サービスというものを広域で行っておるようであります。利用者は、現在、高校卒業者向けで116人、上伊那就活情報が90人のLINEの利用ということでございますので、こういったこともこれからの時代は広く知らせていく必要があるかと思っております。

ただ、中川村は、上伊那の高校に行っている方については情報提供を行っておるわけでありすけれども、下伊那への通学者がいることを考慮して、今後、情報提供も考えていく必要があるかなあと、当然のことだと思いますので、これは南信州広域連合との連携ということも考えるべきかなあとということでございます。

○1 番 (片桐 邦俊) ありがとうございます。高校生の部分への就職活動の件も併せて御説明いただきまして、ありがとうございます。ぜひ、そういった部分も含めてお願いをしていきたいというように思っております。

最後になりますけれども、地元出身の若者に対して魅力ある中川村の情報発信の1つとして、また広く中川村を知ってもらうためにも、就職活動に関わるってことでなく、広く中川村っていうものを知ってもらうためにもキャリア教育等に協力いただいております会社等を中心に地元企業紹介として情報を発信すべきではないかというように考えております。

交流センターのICT利活用による情報発信を強化する取組の中でも村内企業等の認知度向上というような項目がたしかあったと思っておりますけれども、こんな部分も含め、中川村にはこんな企業があるというようなやはり情報提供、就職活動に限らず、村の魅力発信という部分の中でもこういった部分も必要ではないかというふうに考えておりますが、村の考えをお伺いしたいと思います。

○村 長 キャリア教育への積極的な活動を行っていただいております村内にあります農業関係法人、これもあります。村としても支援をこういう皆さんには引き続きしっかり行っていきたいと思っておりますし、そうすることによって法人雇用に直接つながっていくということもありますので、そうすれば定住人口の拡大ですとか担い手農業者の確保にも将来的には結びつくというメリットもあろうかと思っております。これは村の意向と全く合致する内容でありますので、同じ目標に向かって支援の拡大はしてまいりたいと思っております。

交流センターのICT利用につきましては、直接的には農産物の流通拡大ということに主眼を置いておるわけでありすけれども、これもある面では法人の認知度の向上に結びつく面もありますので、いろんなところで両方のメリットがうまく重なり合うというか、そういう部分を見極めながら村の情報発信にも取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○1 番 (片桐 邦俊) 以上で私の質問を終わりにしたいと思いますけれども、実は、余談ではありますが、今朝テレビを見ておりましたら、都市からの移住先ランキング、移住者の移住先ランキングっていうのがちょっと出ておまして、1位は静岡県、2位が山梨県、3位が長野県でありました。そういうことで、移住っていう部分の中

でも、長野県、かなり関心がある県だと思っておりますので、その中で、ぜひ中川村の魅力をしっかり発信をして、できることなら定住人口を確保いただければということをお願い申し上げまして、質問を終わりにしたいというふうに思います。

○議長 長 これで片桐邦俊議員の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これで散会といたします。

御苦労さまでございました。

○事務局長 御起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼)

[午後3時02分 散会]